

## 次期総合振興計画 施策体系の主なポイント

### 第 4 部 質の高い都市経営の実現

#### 第 1 章 市民協働・公民連携

##### 第 1 節 多様な主体とともにつくるまちづくり

### 【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- ライフスタイルの多様化や少子高齢化の進展に伴い、市や市民を取り巻く社会環境は変化し、多様化、複雑化するニーズに対して、行政だけで適切に対応することが困難になってきていることから、市民や企業等と協働・連携した取り組みを更に進めます。
- 市民や事業者、職員等が積極的に市民協働・公民連携に取り組むための意識啓発や体制づくりを進めます。
- 協働及び連携を効果的に推進していくために、当事者意識を持って主体的に取り組む市民、市民活動団体、事業者、大学などの多様な主体と信頼関係を構築しながら、市民サービス向上に向けて引き続き取り組みます。

### 【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- 現行の基本計画では「将来を見据えた行政運営」に位置付けていた公民連携推進の関連事業を「市民と行政の協働の推進」と集約し、新計画では「市民協働・公民連携」として整理します。
- 市民協働・公民連携を推進するための体制づくり、風土づくりとして、新たに「意識の醸成」という視点を位置付けます。

### 《 参 考 》

【本市の状況・関連データ】 ※順位は、20 政令指定都市における順位 ★印は現在の成果指標

- ・ 特定非営利活動法人（NPO）の認証数 391 件 （9 位）

### 【市民ワークショップ等における意見・提案】

- ・ 子育て支援を行政だけでなく住民同士で助け合える体制づくり
- ・ 地区を超えた協働・協調体制の構築
- ・ 市民の「受信型」から「参加、協力型」への意識の変換

# 次期総合振興計画 施策体系の主なポイント

## 第4部 質の高い都市経営の実現

### 第2章 高品質経営市役所

#### 第1節 市民に信頼される開かれた市政運営

#### 【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- 市民の関心や情報の入手方法等の変化を勘案し、情報発信手法、発信する情報及びターゲット等を随時見直しながら、効果的な広報を引き続き推進します。
- 市政に対して意見を言える機会が確保されていることを広く市民に認知してもらうことにより、市政への信頼感、市民と行政の共有感を高めます。
- 区役所職員の待遇や環境の整備、案内サービスの向上等について、自主的・主体的な窓口改善の好事例を共有するとともに、新たな取組の導入について検討します。
- 市民から信頼される市政運営を実現するため、引き続きコンプライアンスを徹底し、事務処理ミスが発生を防止するための仕組づくりに取り組みます。

#### 【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- 情報発信において、「様々な媒体や手法を活用」という視点から、「発信する情報やターゲット等に合わせた情報発信媒体の選択」という視点に変更します。
- 多様化する市民ニーズを的確にとらえるため、必要な時に市に意見を言える機会があることが広く市民に認知されている必要があることから、新たに明記します。
- 区役所のサービス向上の取組を引き続き実施することに加え、新たな取組の導入について検討することを明記します。
- 市が組織として、事務処理ミス等の背景や原因を分析し、再発防止策に取り組むため、事務処理ミス等の概要を公表することを明記します。

#### 《 参 考 》

【本市の状況・関連データ】 ※順位は、20 政令指定都市における順位 ★印は現在の成果指標

・事務処理ミス等公表件数 92 件

【市民ワークショップ等における意見・提案】

( 意見なし )

# 次期総合振興計画 施策体系の主なポイント

## 第4部 質の高い都市経営の実現 第2章 高品質経営市役所 第2節 健全財政の維持

### 【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- 現行の総合振興計画後期基本計画における持続可能な行財政運営の推進という観点を引き継ぎ、健全財政の維持に引き続き取り組みます。
- 公営企業におけるそれぞれの中期経営計画等に基づき、健全経営を推進します。

### 【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- 現行の計画では明記していない、公営企業の健全運営を推進する旨を記載します。

---

## 《 参 考 》

【本市の状況・関連データ】 ※順位は、20 政令指定都市における順位 ★印は現在の成果指標

・ 財政健全度（偏差値） 58.1 （4位）

【市民ワークショップ等における意見・提案】

（意見なし）

# 次期総合振興計画 施策体系の主なポイント

## 第4部 質の高い都市経営の実現

### 第2章 高品質経営市役所

#### 第3節 市政を支える職員の育成と働く環境の整備

#### 【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- 市民サービスの更なる向上を図るため、地域社会の課題に対応した1つひとつの業務の目標を着実に実現し、組織に貢献できる職員を育成します。
- 質の高い行財政運営の実現に向けた職員の育成と働く環境の整備に、引き続き取り組みます。
- 職員の長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、事務の効率化、多様な働き方ができる勤務制度や職場環境の整備を推進します。

#### 【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- 後期基本計画においては、職員の育成について「能力の向上とチームワークの強化を志向」としていましたが、次期計画では、「能力の向上」を「業務の目標を着実に実現できる職員の育成を図ります」に位置付け、「チームワークの強化」を「職場の風通しを良くし生産性を高めるために、職場のコミュニケーションの向上を図ります」に位置付けます。
- 職員の長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、「事務の効率化、多様な働き方ができる勤務制度や職場環境の整備を推進」する旨を明記します。

#### 《 参 考 》

【本市の状況・関連データ】 ※順位は、20政令指定都市における順位 ★印は現在の成果指標

- ・女性公務員の課長相当職以上の登用率（一般行政職） 11.2%（9位）

【市民ワークショップ等における意見・提案】

（意見なし）

# 次期総合振興計画 施策体系の主なポイント

## 第4部 質の高い都市経営の実現

### 第2章 高品質経営市役所

#### 第4節 高品質な施策を生み出すための仕組み

#### 【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- 少子高齢化などの社会潮流や日々生じる新たな課題に対し、高品質な施策を生み出すため、データによる課題分析を行いながら、PDCAサイクルに基づく計画の進行管理を行います。
- 本市の施策へ ICT 技術の積極的な利活用に取り組み、新しい技術革新にも対応した仕組みを構築します。

#### 【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- 本市の将来人口は減少し、市の経営資源が減少すると予測される中、事業等を効果的・効率的に推進していくためには、データを活用していくことが必要と考えていることから、データ活用を推進することを明記します。
- 新たな ICT 技術の利活用の可能性に着目した取り組みを行い、各業務への適用やセキュリティの向上等の実施体制、支援体制の強化を図ることを明記します。
- ICT 技術を積極的に利活用した企画立案、業務改善ができる人材づくりの取組を明記します。

#### 《 参 考 》

【本市の状況・関連データ】 ※順位は、20 政令指定都市における順位 ★印は現在の成果指標

( 関連データなし )

【市民ワークショップ等における意見・提案】

( 意見なし )

# 次期総合振興計画 施策体系の主なポイント

## 第4部 質の高い都市経営の実現

### 第2章 高品質経営市役所

#### 第5節 真の分権型社会を担う自主的・自立的な都市の実現

#### 【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- 真の分権型社会の実現と、その実現にふさわしい地方税財政制度の構築に向けて、国の提案募集制度を活用する等により、一層の地方分権改革に積極的に取り組みます。
- 高度な都市機能が集積する指定都市の能力や役割に見合った権限と財源が確保されるよう「指定都市市長会」等を通じて、多様な大都市制度の創設を国に求めています。
- 「九都県市首脳会議」等を通じて、首都圏の都県市と連携して広域的な取組を推進するとともに、首都圏共通の課題の解決のための施策や制度創設を国に求めています。

#### 【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- 地方分権改革の推進について、指定都市のみならず、内容に応じて、首都圏の都県市等との連携も図る必要があることから、首都圏の都県市等との連携に関する記述を追加します。
- 新たな大都市制度の創設について、「第32次地方制度調査会」の諮問及び調査審議内容を鑑み、「圏域」の視点を新たに位置付けます。

#### 《 参 考 》

【本市の状況・関連データ】 ※順位は、20政令指定都市における順位 ★印は現在の成果指標

( 関連データなし )

【市民ワークショップ等における意見・提案】

( 意見なし )

# 次期総合振興計画 施策体系の主なポイント

## 第4部 質の高い都市経営の実現

### 第2章 高品質経営市役所

#### 第6節 本市の特徴を生かした都市の魅力の発信

#### 【次期総合振興計画における施策展開のポイント】

- 環境、スポーツなどの本市の強みや、優位性、伝統産業等の本市の多彩な地域資源と魅力を生かして、訪問機会を創出するとともに、その機会を捉え、市内外に情報発信し、本市への良好なイメージの形成・定着を目指します。
- 創出した訪問機会や本市の強み、優位性などに資する事業を捉え、それらを他市との差別化要因として、戦略的にPRし、「住みやすい」というイメージの形成・定着を目指します。

#### 【総合振興計画(後期基本計画)からの主な変更点】

- 後期基本計画では「産業・経済」分野における施策展開の1つとして位置付けていましたが、全庁一丸となったシティセールスを推進するため、計画全体を包含できる第4部「質の高い都市経営の実現」に位置付けを変更します。

#### 《 参 考 》

【本市の状況・関連データ】 ※順位は、20政令指定都市における順位 ★印は現在の成果指標

( 関連データなし )

【市民ワークショップ等における意見・提案】

( 意見なし )

1 章、節、目指す方向性

2 現状と課題

第 1 章	コミュニティ・人権・多文化共生
第 1 節	ふれあいのある地域社会の形成と活性化
目指す方向性	地域住民等の交流や自主的な活動を促進し、ふれあいのある地域社会の形成と、地域住民が主体的に地域課題の解決に取り組むまちを目指します。

<p>●近年、少子高齢化の進行や人々の価値観・ライフスタイルの変化から、相対的に地域社会とのつながりが弱いと考えられる単独世帯や夫婦のみ世帯が増加していることなどを背景に、自治会加入率の低下など地域住民の交流の希薄化や地域社会の機能低下が大いに懸念されています。</p> <p>●地域住民の交流の希薄化による地域社会の機能低下は、地域の祭りなどの伝統行事や文化といった地域の特色や活力が失われるだけでなく、防災・防犯・生活環境など住民の安全・安心が脅かされる事態が懸念されます。</p> <p>●防災や防犯、高齢者の見守り、子育てなど、地域社会に期待される役割は今後も大きく、近年では、自治会のほか、ボランティア団体やNPOなど様々な市民活動団体の活躍も期待されます。</p> <p>●今後は、地域をつながりや地域力を維持・向上させるための取組を強化し、地域に暮らす人々が適切に役割と責任を分担しつつ、主体的に地域の課題を解決していくまちづくりを推進していく必要があります。</p>
---

3 施策展開及び施策の内容

【 参 考 】

No	施策展開	施策の内容
1	地域住民等の交流や自主的活動の促進	子どもから高齢者まで多世代の交流、以前からの住民と新たに転入してきた住民との交流、地域の事業者や大学等との交流など、様々な交流の促進を図ります。
		自治会の活動をはじめ、防災や防犯、環境保全、祭り、文化、スポーツなど、地域住民やボランティア団体、NPO等の自主的活動に対する支援の充実に取り組みます。
		一般的に地域社会への関心が薄いとされる若者世代や、今後、地域社会に生活の重心を移すと見込まれる団塊の世代等を中心に、広く地域住民等の自主的活動への関心や参加の向上を図ります。
		地域における様々な活動を通じて、住民や団体のつながりを高め合い、互いを支え合える地域づくりに取り組みます。
		コミュニティ施設や文化施設、生涯学習施設の有効活用、及び各施設間の連携を図るとともに、施設の管理・運営において市民との協働を推進し、地域住民等の活動の場や活動環境の充実に取り組みます。

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆地域住民の交流の促進</p> <p>7201 自治会加入促進</p> <p>◆地域住民等の自主的活動の促進</p> <p>7202 市民活動及び協働の推進事業</p>	<p>地域の活動や地域での交流が活発に行われていると感じている市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p>



## 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

### 1 章、節、目指す方向性

第1章	コミュニティ・人権・多文化共生
第2節	人権尊重社会の実現
目指す方向性	人権に関する意識の向上と被害者への支援に積極的に取り組み、社会全体で不当な差別を許さない人権尊重社会を目指します。

### 2 現状と課題

- 人権問題に関しては、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等への差別や偏見、インターネットによる人権侵害、同和問題など様々なものがあり、これらの解消が今もなお重要な課題となっています。そのため、人権教育や啓発など各種施策を市民、事業者、関係機関等と連携しながら、積極的かつ継続的に推進する必要があります。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、本市では性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行の見直しを促すため、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」に基づき、各種取組を推進してきました。
- 近年では様々な場で活躍する女性が増え、これまで実施した市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」といった役割分担意識については薄れてきてはいるものの、「家庭生活の場」、「社会通念や慣習など」、「職場」等の平等感は低く、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題は依然として多く残されています。
- また、「男女共同参画相談室」等における女性からの相談件数は増加傾向にありますが、配偶者や交際相手等からの暴力に関する相談も多くなっており、また、女性の約2割が身体に対する暴力を受けたことがあると回答した市民意識調査の結果もあるなど、総合的な対策を講じる必要があります。

### 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	人権を尊重する意識の醸成	人権問題の解消に向けた市民の意識・関心と社会全体の気運の向上を図り、あらゆる人権侵害をなくし、人権を尊重する意識の醸成を推進するため、市民や事業者、国や埼玉県など関係機関等と連携・協力して、学校教育の場をはじめとする人権教育、市民や企業等への人権啓発、被害者等が相談しやすい環境づくりなど、各種取組の充実を図ります。
		配偶者や交際相手等からの暴力の防止のため、情報の提供、相談体制の充実を図り、関係機関等と連携・協力し、配偶者等からの暴力の根絶に向けた市民への啓発に取り組めます。
2	男女共同参画社会の実現	男女平等意識の向上、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行の見直しを促すとともに、仕事や家庭生活、地域活動など様々な場における男女の共同参画を進めるため、市民、事業者、関係機関等と連携・協力して、意識啓発や各種情報の提供、ひとり親を含めた育児や介護等に関する支援等に取り組めます。
		市の各種審議会など政策・方針決定過程の場への女性の積極的な登用を、引き続き推進します。

### 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆人権を尊重する都市づくり</p> <p>7101 人権が尊重される社会の推進</p> <p>◆男女共同参画社会の実現</p> <p>7103 男女共同参画のまちづくり事業</p> <p>◆配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援</p> <p>7102 犯罪被害者支援に向けた取組 7104 DV防止対策及び被害者の自立支援事業</p>	<p>人権が尊重されていると感じている市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>「男は仕事、女は家庭」など、性別による役割分担が未だに存在すると感じている市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p>

## 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

### 1 章、節、目指す方向性

第1章	コミュニティ・人権・多文化共生
第3節	多文化共生社会の実現等
目指す方向性	文化の違いを互いに認め合い、地域社会の仲間として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現とともに、様々な分野での国際交流・協力を積極的に推進し、世界の恒久平和に向けた取組を展開します。

### 2 現状と課題

- 本市における外国人市民は、平成28（2015）年10月現在で19,433人、総人口に占める割合は約1.45%となっています。経済、文化、スポーツなど様々な分野におけるグローバル化や高度情報化の一層の進展に伴い、国境を越えた人の移動や交流がさらに活発化すると見込まれます。
- このような背景を踏まえ、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の実現に取り組み、地域の活性化や都市としての魅力の向上につなげていく必要があります。
- また、平成17（2005）年12月に制定した「さいたま市平和都市宣言」に基づき、国際社会の一員として核兵器等の廃絶と世界の恒久平和実現に貢献していくことが求められます。

### 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	国際交流・多文化共生社会の推進	国際交流・協力活動に取り組む関係団体の支援や連携、外国人市民に対する様々な情報発信や生活支援の充実を図るなど、国際的なまちとして誰もが地域の一員として生活できる環境づくりに取り組みます。  外国と日本の互いの文化や習慣、言語などを学ぶ事業やイベントの充実を図ります。
2	世界の恒久平和実現への貢献	次代を担う子どもたちが戦争の悲惨さと平和の尊さについて学ぶ機会の充実を図るとともに、広く市民に平和への関心を促し、意識の高揚を図るなど、世界の恒久平和実現に貢献する取組を展開します。

### 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆国内外との多様な交流機会の充実</p> <p>7303 海外都市交流事業 7304 水道事業の国際協力拡大</p> <p>◆国際化の推進と多文化共生社会の実現</p> <p>7305 多文化共生・国際交流事業</p> <p>◆世界の恒久平和実現への貢献</p> <p>7306 世界の恒久平和実現への貢献事業</p>	<p>市民と外国人ともに暮らしやすいと感じる割合 (所管課所等のアンケート)</p> <p>平和推進事業への参加者数 (所管課所等の独自調査)</p>

# 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

## 1 章、節、目指す方向性

第2章	環境
第1節	地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現
目指す方向性	誰もが地球温暖化対策の取組を積極的に実践することで、脱炭素社会に向けた持続可能な都市の実現を目指し、SDGsに貢献します。

## 2 現状と課題

<p>●地球温暖化は、本市の環境や市民生活に深刻な影響をもたらす危険性があり、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現が喫緊の課題となっています。地球温暖化の原因である温室効果ガスについて、本市では民生業務部門、民生家庭部門及び運輸部門からの排出割合が大きいことから、先駆的な施策を取り入れながら、市民・事業者・行政の連携・協力のもと、排出量の削減に向けたそれぞれの役割と責任を着実に果たしていく必要があります。</p> <p>●持続可能な開発目標（SDGs）において、長期安定的なクリーン電力の確保が掲げられていることから、本市においても電力の地産地消の仕組みづくりにより、持続可能なエネルギーを確保し、都市機能のレジリエンスを高めていく必要があります。それには、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーを積極的に導入し拡大することが課題となっています。</p>
---

## 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進	<p>地球温暖化対策の普及啓発を通じ、市民・事業者による温室効果ガス削減に向けた率先行動、住宅やオフィス等における徹底した省エネルギー化を促進し、脱炭素社会に向けたまちづくりを推進します。</p> <p>地域内での電力の地産地消、自立・分散型エネルギーシステムの構築など、持続可能なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギー等の導入を積極的に促進します。</p> <p>脱炭素社会に向けて、先駆的な技術やサービスを市民・事業者・行政の連携・協力のもと取り組むとともに「環境・経済・社会」が連携して発展する「環境未来都市」の実現を目指します。</p>

## 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆環境負荷の少ないまちづくり</p> <p>1101 地球温暖化対策実行計画の推進</p> <p>◆再生可能エネルギー等の導入促進</p> <p>1106 ハイパーエネルギーステーション等の市内拡大</p> <p>◆次世代自動車・スマートエネルギー特区を活用した「環境未来都市」の実現</p> <p>1102 エコ・モビリティ推進事業 1107 総合特区事業の推進 1108 E-KIZUNAProjectの推進</p>	<p>市民1人(1世帯)当たりの温室効果ガス排出量 (国・県等の統計等)</p> <p>市域の再生可能エネルギー等の導入量 (国・県等の統計等)</p>

# 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

## 1 章、節、目指す方向性

第2章	環境
第2節	ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造
目指す方向性	市民、事業者、行政が連携・協力し、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3Rを積極的に進め、ごみを減量し、適切に資源を有効活用して、環境負荷の少ないめぐるまち（循環型都市）の実現を目指します。

## 2 現状と課題

- 本市のごみ排出量は、平成27（2015）年度において一人1日あたりに換算すると913gとなっています。ここ数年は、1kgを下回っていますが、経済状況等によっても変化するため、今後もより一層の減量に取り組む必要があります。
- また、処理施設の老朽化が進み、施設の更新が課題となっているほか、ごみ1t当たり処理経費が近年増加傾向にあるため、ごみ処理経費の抑制に努める必要があります。
- さらに、市内の最終処分場は、現状のまま埋立を行った場合、今後20年程度で満杯状態になる見込みであるため、埋立量を削減し、現存施設の延命化に努める必要があります。
- これらの課題に対応するため、市民・事業者との連携・協力のもと、ごみの発生・排出の抑制、資源のリサイクルを適切に実施し、環境への負荷が少なく効率的なごみの処理を推進することが重要です。

## 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	廃棄物の3R（発生抑制・再利用・再生利用）の推進	食べ物を無駄にしない生活、買物時のマイバッグや外出時のマイボトルの使用などによる、ごみの発生抑制（リデュース）と、不要になったものを譲り合う再利用（リユース）を推進します。
		ペットボトル、びん、かん、古紙等の資源物を回収し、再生利用（リサイクル）を推進します。
		3Rの取組を普及・促進させるため、市民・事業者に対し、取組事例や成果等の情報を積極的に提供するとともに、3R活動の支援に取り組めます。
2	廃棄物の適正かつ安定的な処理・循環利用の推進	ごみを焼却処理する際に発生する熱エネルギーによる発電量の向上、焼却灰・熔融スラグ等の有効利用など、廃棄物の循環利用を推進することにより最終処分率を削減します。
		廃棄物の減量を進め、処理施設の負担軽減を図るとともに、さらなる廃棄物の安定処理実現のために老朽化したプラントの更新や施設の適切な統廃合を推進します。
		産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対して、その適正処理を指導し、循環利用を推進します。また、不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、パトロール等の監視体制を強化します。

## 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<b>◆廃棄物の3R（発生抑制・再利用・再生利用）の推進</b>  1201 ごみ減量・リサイクル事業  <b>◆廃棄物の循環利用と適正処理の推進</b>  1203 一般廃棄物処理施設の整備 1202 産業廃棄物適正処理推進事業	市民1人1日あたりのごみの総排出量（g） （所管課所等の独自調査）  ごみの総排出量に対する最終処分比率（%） （所管課所等の独自調査）

## 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

### 1 章、節、目指す方向性

第2章	環境
第3節	人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造
目指す方向性	見沼田圃や荒川など多様な動植物が生息する自然環境の保全・活用・再生、都市緑化の推進と良好な生活環境の確保により、人と自然が共生する緑豊かな美しいまちを創造します。

### 2 現状と課題

- 本市は、首都圏有数の自然資源として、中央部には見沼田圃、西部には荒川、東部には元荒川等が市街地を挟むように位置しており、緑の骨格を形成しています。また、野鳥や水生生物等様々な生きものが生息する緑地や水辺が現存するなど、首都近郊にありながら、貴重な自然が多く残っており、本市の原風景をつくり出すとともに、心の安らぎを与えています。
- しかし、経済活動の拡大や都市化の進展等に伴い、樹林地や池や沼は年々減少を続けており、今後もこの傾向は続く予想されています。特に、首都圏に残された貴重な緑地空間であり、治水機能や防災機能を有する見沼田圃については、遊休農地や荒地などが増加傾向にある中で、耕作者や土地所有者による営農努力や従来の行政の取組だけではその保全・再生が困難になりつつあり、市の重要課題の一つとなっています。

### 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	良好な生活環境及び自然環境の保全	市民・事業者等との連携・協力による情報提供や意識啓発、近郊緑地保全区域や特別緑地保全地区の指定などを通じ、身近な緑地や里やま等の自然環境及び生物多様性の保全・再生に取り組めます。
		自然の残る水辺を適切に保全し、市民の憩いの場としての環境整備に取り組むとともに、市民との協働による水辺の環境美化活動や、雨水の地下浸透・水資源の有効利用など水循環の健全化を図ります。
		市内に広がる見沼田圃等の緑地空間と荒川に代表される河川とのネットワーク形成を推進します。
2	見沼田圃の次世代への継承	見沼田圃の特性を生かし、土地利用、自然環境、農、歴史・文化、観光・交流、教育・市民活動等に関する様々な取組を総合的に推進しつつ情報発信の強化を図ることで、誰もが憩うことのできる心のふるさととして、魅力ある見沼田圃の再生・活性化を図るとともに、かけがえない環境資産として守り育てます。

### 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆水と緑の保全と再生</p> <p>1301 自然環境・水環境保全事業 1302 ホタル舞う水辺再生・サポート活動の推進 1303 指定緑地等設置・保全事業 1304 秋葉の森総合公園整備事業 1305 高沼用水路の整備</p> <p>◆見沼田圃の次世代への継承</p> <p>1306 見沼田圃基本計画の推進と新たな活用 1307 新“見沼セントラルパーク”の推進 1308 見沼田圃地域の公園整備</p> <p>◆良好な生活環境の確保</p> <p>1105 空き家等対策事業</p>	<p>水辺や緑地の保全・再生活動に関心がある市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>見沼田圃に魅力を感じる市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p>

## 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

### 1 章、節、目指す方向性

第2章	環境
第4節	環境の保全と創造に意欲的に取り組む都市の実現
目指す方向性	市民、事業者、学校、行政などすべての主体が環境の保全と創造に関心を持ち、相互に連携して意欲的に取り組むことで、環境負荷の少ない都市の実現を目指します。

### 2 現状と課題

<p>●環境の保全と創造により良好な生活環境を確保するために、社会全体で環境への関心を高め、日常生活や事業活動のあらゆる場面において環境に配慮することができるよう、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を促進する必要があります。</p> <p>●また、環境分野単独では解決できない複雑かつ多様化した課題が山積している昨今においては、持続可能な開発目標（SDGs）にも掲げられているように、様々な主体との連携が必要です。今後は、各主体間で連携した環境教育・学習や環境に配慮した活動などの施策の推進がより一層求められています。</p>
---

### 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	市民・事業者と共に取り組む環境に配慮した行動の推進	<p>環境への関心や学習意欲を高めるため、小中学生を対象とした環境教育の充実を図るとともに、子どもから高齢者まで、誰もが情報収集や学習をすることができる機会や場所の創出について、民間とのネットワーク等も活用し、環境教育・学習を推進します。</p> <p>環境に関する情報の共有や環境イベントの開催等を通じ、市民や事業者と連携・協力して環境の保全に取り組めます。</p> <p>環境美化に関する市民の意識啓発を図るとともに、地域の活動を支援します。</p>

### 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆環境の保全と創造に向けた環境教育や活動の推進</p> <p>1103 環境教育・学習推進事業 1104 環境コミュニケーション推進事業</p> <p>◆魅力ある都市景観の形成</p> <p>1309 環境美化の推進</p>	<p>環境に配慮した行動を実施している市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p>

## 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

### 1 章、節、目指す方向性

第3章	健康・スポーツ
第1節	主体的な健康づくりの推進
目指す方向性	市民一人ひとりが、自ら健康づくりに取り組むことができる環境を整え、心身ともに健康で活力ある地域社会の実現を目指します。

### 2 現状と課題

- 健康寿命の延伸及び生活習慣病の予防、がん等の早期発見・早期治療の推進のため、乳幼児から高齢者にいたるまで、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた各種健康診査・検診の受診率向上への取組が重要な課題となります。
- スポーツは、体力の向上、生活習慣病の予防、精神的な充足感の獲得、青少年の健全な育成等に資するもので、健やかで心豊かな生活を営む上で極めて重要なものです。
- 市民意識調査等の結果を見ても、本市におけるスポーツに関するイメージや施策の市民満足度は比較的高く、市民のスポーツ実施率は増加傾向にあります。一方で多くの市民が運動不足や、気軽にスポーツのできる場所・施設が少ないと感じている、またスポーツ施設の老朽化が進んでいるなど、課題も少なくありません。
- 社会とのつながりが希薄化する中で、社会からの孤立化を防ぐため、家庭や学校、職場など地域の関係機関・団体等との連携による、きめ細やかな対策の推進が必要となります。

### 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	スポーツなどを通じた健康づくりの意識醸成	地域と共に一人ひとりが心身ともに健康的な生活ができるよう、定期的な健康診査を促すとともに、ライフステージやライフスタイルに応じた健康づくりに取り組むことができる地域社会の実現を目指します。
		互いに支え合いながら、かけがえのない命を大切に、社会とのつながりを保つことができる地域社会の実現に向けて、地域、家庭、職場等でのこころの健康づくりを支援します。
		市民のだれもがそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、生涯にわたって継続的にスポーツに親しむことのできる機会の提供に、関係団体等と連携して取り組み、市民のスポーツ参加を促します。
		市民が身近な場所で気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことのできるよう活動場所を提供します。

### 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆地域における主体的な健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2405 健康づくり推進事業</li> <li>2406 健康マイレージの拡大</li> <li>2407 官民一体となった健幸都市づくり</li> <li>2408 食育推進事業</li> <li>2409 歯科口腔保健の推進</li> <li>2417 データヘルス計画に基づく施策の推進</li> <li>2418 がん患者の就労機会の支援</li> <li>2410 自殺対策推進事業</li> <li>2411 ひきこもり対策推進事業</li> </ul> <p>◆生涯スポーツの振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3301 総合型地域スポーツクラブ支援事業</li> </ul>	<p>健康寿命 (国・県等の統計等)</p> <p>ストレスが解消できていない人の割合 (市民意識調査(既存項目で対応))</p>

## 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

### 1 章、節、目指す方向性

第3章	健康・スポーツ
第2節	スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進
目指す方向性	「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」というスポーツ活動と、まちづくりの広範な分野において、市民、関係団体、事業者、行政など各主体が連携し、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりを推進し、健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現を目指します。

### 2 現状と課題

- 「スポーツのまち さいたま」の実現のため、大規模スポーツイベントである「さいたま国際マラソン」の開催、「ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」の開催支援、及び法人化した「(一社)さいたまスポーツコミッション」の活動支援等を実施することにより、更なるスポーツ振興と地域経済の活性化を推進する必要があります。
- 生涯スポーツの振興とともに、スポーツツーリズムなど、スポーツの分野で観光・交流人口の拡大を図るなど、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進する必要があります。
- 市民の体力向上や健康の保持増進を図るとともに、より多くの市民がスポーツを気軽に楽しめる環境づくりやスポーツを通じた地域コミュニティの形成・醸成を図っていく必要があります。
- 本市のサッカーは、100年を超える歴史を有し、Jリーグ2チームを擁するホームタウンであるため、この地域特性を生かし、サッカーを核としてスポーツを活用したまちづくりを更に推進していく必要があります。

### 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	スポーツと広範な分野の連携を通じた総合的なまちづくりの推進	市民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツの振興を推進し、スポーツを通じた地域コミュニティの形成や醸成を図ります。
		サッカーを核として、様々なスポーツを活用したまちづくりを推進するとともに、市内外へ「スポーツのまち さいたま」の発信に取り組みます。
		スポーツコミッションとの連携により、地域の活性化に寄与する国際スポーツ大会や大規模大会の招致、青少年の健全育成に資する市民参加型のスポーツイベント等の開催を推進します。
		民間力や地域のスポーツ資源、最新のICT技術を活用し、スポーツ人材の育成や持続可能なスポーツ環境の整備、スポーツビジネス・産業の創出・活性化を推進します。
		スポーツ施設等について、より効率的かつ効果的で、だれもが利用しやすくなるよう地域のスポーツ環境などの整備や運営の改善を図ります。

### 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<b>◆スポーツを活用した総合的なまちづくり</b> 3304 オリンピック・パラリンピック競技大会支援事業 3308 サッカーのまちづくりの推進 3306 国際スポーツイベント等の開催支援事業 3307 スポーツコミッション法人化推進事業 3309 女子スポーツ支援事業 3310 ラグビーワールドカップ2019公認チームキャンプ地整備事業 3311 さいたまクリテリウムの民間移行 3312 さいたま国際マラソン開催事業 3305 スポーツ振興基金を活用した選手の競技力向上  <b>◆スポーツ・レクリエーション環境の充実</b> 3302 スポーツ施設の拡充とスポーツシュールの整備 3303 次世代型スポーツ施設の誘致・整備	本市を「スポーツが盛んなまち」とイメージする市民の割合 (市民意識調査)  成人の週1回以上のスポーツ実施率 (市民アンケート(無作為抽出))  児童・生徒の週1回以上のスポーツ実施率(学校の体育の授業を除く) (所管課所等のアンケート)



## 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

### 1 章、節、目指す方向性

第4章	教育
第1節	人生100年時代を豊かに生きる「未来を拓くさいたま教育」の推進
目指す方向性	全国や政令指定都市に先駆けた教育施策や本市独自の教育施策を展開し、我が国においてトップクラスの教育を確立してきた本市ならではの特色を活かした魅力ある教育を推進します。

### 2 現状と課題

- 技術革新による社会・経済状況が激しく変化する時代において、生きて働く知識・技能を習得し、人間ならではの感性に基づいた思考力や判断力、表現力を身に付け、自身の学びを人生や社会に生かそうとする意欲や力、人間性を涵養していく必要があります。
- グローバル化が加速する中、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場面において、外国語で躊躇せず意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要な力を育成していく必要があります。
- 人生100年時代を見据え、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できる社会を構築することが必要です。
- 急速な人口減少・高齢化が進展し、人間関係の希薄化による地域コミュニティの構造が大きな変化を迎えている中、地域が学校を育て、学校が地域を育てる、学校を核とした持続可能なスクール・コミュニティを構築することが必要です。
- 「社会に開かれた教育課程」の実現等による質の高い教育の提供のために、持続可能な社会に向けた教育環境を整備していくことが必要です。

### 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	12年間の学びの連続性を生かした「真の学力」の育成	他者と協働しながら新たな価値を創造していく力を育成する。  夢を実現しようとする高い志をもって、可能性に挑戦する力を育成する。
2	グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成	コミュニケーションを通じて人間関係を築く力、豊かな情操や規範意識、ものごとを最後までやり抜く力、社会的・職業的自立に向けた能力・態度等を育成する。  生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成する。

### 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆きめ細やかで質の高い教育の推進</p> <p>3101 スクールアシスタント配置事業 3102 「さいたま市小・中一貫教育」の推進 3103 確かな学力の育成 3104 アクティブ・ラーニングの推進 3105 さいたま市学習状況調査等の活用 3106 教育の情報化推進事業 3107 「グローバル・スタディ」推進事業 3108 子どもの体力向上推進事業 3110 国際教育・交流事業 3114 心のサポート推進事業 3115 スクールソーシャルワーカーの拡充 3116 奨学金返済支援制度の創設 3111 特別支援教育の推進 3112 通級指導教室の拡充 3113 特別支援学級の全校設置 3117 市立高等学校「特色ある学校づくり」事業 3118 グローバル人材を育成する中等教育学校の整備 3119 部活動指導員配置事業 3120 大学連携コラボレーション事業 3122 「すくすく のびのび」子どもの生活習慣向上」キャンペーン 3123 子ども読書活動推進事業 3124 チャレンジスクールの充実 3125 未来(みら)くる先生を活用したキャリア教育の推進 3126 未来(みら)くるワーク体験(中学生職場体験事業)</p>	<p>全国学力・学習状況調査の実施科目の平均正答率について、本市と大都市平均との比較(国・県等の統計等)</p> <p>「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合(所管課所等のアンケート)</p> <p>「難しいことでも、失敗をおそれないで挑戦している」児童生徒の割合(所管課所等のアンケート)</p> <p>「外国のことについて、もっと知りたいと思う」児童生徒の割合(所管課所等のアンケート)</p> <p>「自分には、よいところがあると思う」児童生徒の割合(所管課所等のアンケート)</p> <p>「学ぶことや働くことの意義を考えたり、今、学校で学んだことと、自分の将来とのつながりを考えている」児童生徒の割合(所管課所等のアンケート)</p>

次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

No	施策展開	施策の内容
3	人生100年時代を輝き続ける力の育成	生きがいを持ち、生涯にわたって質の高い学びを続けられる環境を整備する。
		人生を豊かに生きるために、学んだことを生かして活躍できる環境を整備する。
4	スクール・コミュニティによる連携・協働の充実	学校・家庭・地域・行政の連携・協働体制を構築し、地域の教育力の向上を図るとともに、地域に信頼される学校づくりを推進する。
		地域の多様な教育資源を活用し、地域コミュニティの活性化と、地域発展の担い手となる人材を育成する。
5	「未来を拓くさいたま教育」推進のための基盤整備	新しい時代の教育に向けた学校の指導体制を構築する。
		安全・安心で質の高い教育環境を整備するとともに、学校安全体制を推進する。

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆学習環境の充実</p> <p>3201 公民館・図書館施設リフレッシュ事業 3202 図書館整備事業</p> <p>◆講座内容、プログラムの充実</p> <p>3204 さいたま市民大学事業</p> <p>◆学習成果の活用</p> <p>3203 生涯学習人材バンク事業</p> <p>◆家庭、地域との連携による教育の推進</p> <p>3109 学校・家庭・地域が連携した食育の推進 3121 学校を核とした地域づくりの推進</p> <p>◆安全・安心で豊かな教育環境づくり</p> <p>3131 学校のリフレッシュ計画の推進 3132 学校トイレの洋式化等の推進 3133 過大規模校等教育環境整備事業 3127 学校安全推進事業 3128 「学校安全ネットワーク」の推進 3129 WHOのセーフスクールの取組、成果の普及</p>	<p>「運動やスポーツをすることが好き」な児童生徒の割合 (所管課所等のアンケート)</p> <p>「学習機会を得ている」と感じる市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>「学習の成果を地域活動やボランティアなどで社会に還元している」と答えた市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>「地域の学校は、地域から信頼されている」と思う市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>「地域の人たちは、自分たちを見守り、支えてくれている」と思う児童生徒の割合 (所管課所等の独アンケート)</p> <p>「市政への満足度・重視度」における『学校の教育活動(授業、学校行事、部活動など)』において、「満足・やや満足」と回答した保護者の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>「市政への満足度・重視度」における『学校の環境(安全・安心・快適など)』において、「満足・やや満足」と回答した保護者の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p>

## 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

### 1 章、節、目指す方向性

第5章	生活安全
第1節	安全・安心にさせる生活環境の形成
目指す方向性	交通事故や犯罪の抑制につとめ、生活衛生・食品の安全性の向上に取り組むことで、すべての市民が安全・安心に暮らせる都市を目指します。

### 2 現状と課題

- ここ数年、本市の交通事故発生件数は減少傾向であるものの、高齢化の進行とともに、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高くなる傾向にあります。本市における交通事故は、高齢者の事故のほか、自転車の事故も多く、交通安全に関する普及啓発活動を推進していくとともに、生活に密着した交通安全対策を強化する必要があります。
- 本市の刑法犯認知件数は、自治会やPTA等の地域団体による自主的な防犯パトロールや子どもの見守り活動が活発になったこともあり、平成16(2004)年をピークに減少に転じています。しかし、本市の特徴として、刑法犯認知件数の中で多くを占める自転車盗や、身近な脅威となるひったくりや侵入窃盗など、市民生活に身近なところで発生する犯罪が多いため、これらの対策をより強化していくことが重要です。
- また、若者や高齢者を対象とした消費者トラブルは依然として増加しており、内容も多様化・複雑化が進んでいるため、被害の未然防止・解決に向けた迅速かつ適切な取組が必要です。
- 食中毒や感染症を防止するために、食品関連施設や生活衛生関係営業施設の監視指導や検査を充実するとともに、国・地方自治体との連携を密にして情報の収集を行い、市民に対して食中毒や感染症に関する情報提供及び正しい知識の普及啓発に取り組む必要があります。

### 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	交通事故の防止	事故の発生地点に重点を置いた道路照明施設やカーブミラー等の交通安全施設の整備・充実など、交通事故の防止に向けた道路環境整備を推進します。
		横断歩道の敷設や信号機の設置等の地域要望を的確にとらえ、警察等関係機関と連携して交通安全環境の改善に取り組みます。
		交通事故に遭いやすい幼児や児童、高齢者を中心に、各世代に応じた自転車の安全利用を含む交通教育を推進するなど、市民に広く交通安全意識の普及・啓発を図り、正しい交通ルールの遵守やマナーの習得を促進し、交通事故の未然防止につなげます。
2	地域と連携した防犯の推進	街路灯の設置・充実により、人の目が行き届きやすいようにするなど、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、市民の身近な場所で発生する犯罪や、人が多く集まる場所などで発生する犯罪の防止・抑制を図ります。
		防犯に関する広報・啓発の充実により市民の防犯意識を向上させ、また自主防犯活動団体の支援により地域における防犯活動を活性化させるとともに、暴力排除を推進するなど、住民と共に地域の安全・安心の確保に取り組めます。
3	消費者トラブルの拡大の防止	消費者トラブルに遭遇した際の相談窓口の周知と相談体制を強化し、被害の拡大防止を図るとともに、警察等関係機関とも連携して被害者の救済に努めるなど、安全・安心な消費生活の確保に取り組めます。
		消費者トラブルに関する最新情報や知識を分かりやすく迅速に市民に発信・啓発することで、市民の注意を喚起し被害の未然防止を図ります。
4	生活衛生と食品の安全性の向上	生活衛生関係営業施設、食品関連施設の監視指導や検査、市民への情報提供の充実に努め、市民の健康被害防止を図ります。

### 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆交通事故の防止</p> <p>6201 交通安全施設設置事業 6202 交通安全教室実施事業 6203 高齢者の交通安全教室の拡充</p> <p>◆安全・安心で豊かな教育委環境づくり</p> <p>3130 自転車免許制度の全面実施</p> <p>◆地域と連携した防犯の推進</p> <p>6204 防犯対策事業 6205 客引き行為等防止に向けた取組 6206 市北部地域の治安確保の取組</p> <p>◆安全・安心な消費生活の確保</p> <p>6209 消費生活安全推進事業</p> <p>◆生活衛生と食品の安全性の向上</p> <p>2419 駅前公衆トイレのリフレッシュ計画の策定と推進 2420 きれいなトイレ・バリアフリートイレの登録制度創設 2421 食の安全推進事業</p>	<p>交通事故件数 (国・県等の統計等)</p> <p>刑法犯認知件数 (国・県等の統計等)</p> <p>消費者トラブル対策が充実していると感じている市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>衛生施設等に関して満足している市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p>

## 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

### 1 章、節、目指す方向性

第6章	福祉
第1節	誰もが長生きして暮らせる地域社会の実現
目指す方向性	住み慣れた地域で健康に暮らせる環境を作ること、誰もが安心して長生きすることができる地域共生社会の実現を目指します。

### 2 現状と課題

- 本市は、いわゆる団塊の世代の人口分布が多く、令和7年(2025年)までの間に75歳以上の後期高齢者が急速に増加していくことが予測されます。また、市内の単身高齢者世帯と高齢者のみの世帯についても、今後、更なる増加が見込まれます。
- 本市の要支援、要介護の認定者数については、これまで一貫して前年度を上回る状況が続いていますが、健康寿命も延伸しており、元気で活動的な高齢の方々も増加してきています。
- また、国では、令和7(2025)年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、「医療」「介護」「自立した日常生活の支援」「介護予防」「住まい」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進することとしています。
- 本市においては、高齢者をはじめとする市民の協力を得て、互助の仕組みを強化することにより、高齢者の自立支援・重度化防止の推進、日常生活を支援する体制の整備、認知症施策の推進など地域包括ケアシステムの具現化に取り組む必要があります。
- また、高齢期を念頭に置いた地域包括ケアシステムから、将来的には「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超越して「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

### 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる社会の実現	高齢者の生活機能の低下や重度化を防止し、地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域づくりによる介護予防の取組を進めます。
		高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、生活支援、サービスの提供体制を強化し、幅広く支え合うことができる地域づくりを進めます。
		高齢者が地域で安心して暮らせるよう、生活基盤としての居住環境の整備や介護サービスの充実を図ります。

### 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆高齢の方々の活躍の場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2201 介護予防事業</li> <li>2202 シルバーポイント(いきいきボランティアポイント)事業</li> <li>2203 シルバーポイント(長寿応援ポイント)事業</li> <li>2204 アクティブチケット交付事業</li> <li>2205 シルバー元気応援ショップ事業</li> <li>2213 認知症サポーターの拡充と認知症高齢者等の支援</li> <li>2206 シニアの社会参加促進事業</li> <li>2207 (仮称)セカンドライフ支援センターの開設</li> <li>2211 高齢者の社会参加による地域包括ケアシステムの基盤構築</li> <li>2214 介護者支援体制充実事業</li> <li>2215 高齢者の見守り活動の支援</li> <li>2208 宝来グラウンド・ゴルフ場の利用促進</li> <li>2209 東楽園の再整備</li> <li>2217 要介護状態の改善等に対する取組の促進</li> </ul> <p>◆高齢の方々が安心して快適に暮らせる都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2218 在宅医療・介護連携推進事業</li> <li>2210 文化芸術を活用した福祉施策の拡充</li> <li>2216 24時間訪問介護サービスの推進</li> <li>2212 介護保険関連施設等整備促進事業</li> </ul>	<p>75歳～79歳の介護認定率 (所管課等々の独自調査)</p> <p>介護認定者の維持・軽度化した割合 (所管課等々の独自調査)</p>

# 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

## 1 章、節、目指す方向性

第6章	福祉
第2節	誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現
目指す方向性	一人ひとりが持つ、その個性が互いに尊重され、自らが主体性を持ちながら社会と関わり合い、自立した生活を安心して送ることができる地域社会を目指します。

## 2 現状と課題

- 本市では、人口が増加している中、障害者の数も増加傾向にあります。2018（平成30）年度末における身体障害者手帳所持者数は33,404人で、障害者手帳所持者全体の約63%を占めています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者数は11,756人と、前年度末に比べて796人、約7%増加しています。
- 障害のある人に対する差別や偏見を無くし、不当な制約を受けることがないようにするためには、障害に対する正しい理解を促進することが必要となっています。
- 今後も、国の制度改正等に対応しつつ、関係機関同士の密な連携・協力のもと、障害のある人が必要とする適切なサービス提供の確保が課題となっています。
- 特に、障害のある人が地域で自立し、安心して生活を送ることができる環境の整備（障害のある人の権利の擁護の推進、各種サービスの提供による日常生活への総合的な支援の推進、乳幼児期から高齢期までの全てのライフステージを通じ、一貫した切れ目のない支援の充実）が必要となります。

## 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	誰もが地域で安心して、共に暮らす権利を尊重し、暮らしていける地域社会の実現	<p>障害に対する偏見や差別をなくし、障害のある人に対する理解を深めるための各種啓発活動や、虐待を防止するための取組を進めることで、障害のある人が権利の主体として、共に暮らせる地域づくりに努めます。</p> <p>乳幼児期から全てのライフステージにおいて、一貫した切れ目のない、総合的な支援が受けられる環境づくりを進めます。 また、障害のある人が自らの利用するサービスを主体的に選択し、一人ひとりのニーズにあったサービスが受けられるよう、関係機関との連携を強化しながら相談支援体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの多様化及び内容の充実に加えて、サービス提供者の能力や知識の向上を図ります。</p> <p>全ての人が、共に協力し支え合いながら、生きがいをもって活動できるよう、障害の有無に関わらず、誰もが社会を構成する一員として、就労、スポーツ、文化・芸術などの様々な活動に参加し自己実現が可能な地域づくりに努めます。</p>
2	その人の状況に合わせた支援が受けられる仕組みづくり	生活に困窮する人など、支援を必要とする人に対する取組を実行します。

## 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆誰もが地域で共に暮らす権利を尊重し、暮らしていける環境づくり</p> <p>2301 障害者の権利の擁護の推進事業 2302 ノーマライゼーション普及啓発事業 2303 障害者相談支援体制整備事業</p> <p>◆地域で安心して生活できる都市づくり</p> <p>2305 グループホームの拡充 2306 障害福祉サービス事業所等整備促進事業 2307 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築 2312 総合療育センターの機能の拡充 2313 発達障害児（者）支援事業</p> <p>◆自立と社会参加の仕組みづくり</p> <p>2304 障害者の社会参加推進事業 2308 障害者の就労機会の創出 2309 障害者の働く場づくりの推進 2310 「さいたまステップアップオフィス」の拡充 2311 障害者就労施設等からの物品等の優先調達</p> <p>◆健康で誰もが安心して長生きすることができる地域社会の実現</p> <p>2402 生活困窮者等就労支援事業 2403 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 2404 生活保護適正化対策事業</p>	<p>「地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる」と答えた市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）)</p> <p>「自らが望む形で生活できている」と答えた障害者等の割合 (所管課等々のアンケート)</p> <p>生活自立・仕事相談センターの相談者が、必要とする支援の相談窓口につながった割合 (民間事業者の統計等)</p>

## 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

### 1 章、節、目指す方向性

第6章	福祉
第3節	安心して暮らせる地域医療体制の実現
目指す方向性	誰もが安心して暮らすことができるよう地域医療体制の充実を図ります。

### 2 現状と課題

- 埼玉県が策定した「地域医療構想」によると、さいたま区域では、75歳以上人口の増加に伴い、令和7年（2025年）には入院患者数は、平成25年（2013年）の1.33倍、在宅医療等の需要が約1.74倍になると見込まれています。
- 市内の高齢者人口の増加と、高齢者の1人暮らしや高齢夫婦のみ世帯数の増加に伴い、救急搬送件数が増加することが予測されています。限られた医療資源を有効活用するための救急医療体制が求められています。

### 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	市民が安全・安心に暮らせる医療体制の充実	<p>市民の暮らしの安全・安心を確保するため、地域のかかりつけ医（診療所）と病院との機能分担による連携を強化するなど、地域医療体制の充実を図ります。</p> <hr/> <p>初期・二次救急患者を受け入れる救急医療体制の安定した運営を確保します。</p>

### 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆安心して暮らせる地域医療体制の充実</p> <p>2412 地域医療啓発事業 2413 小児・周産期医療の充実 2414 新興再興感染症対策事業 2415 市立病院の建替と救命救急センターの新設 2416 JCHOさいたま北部医療センターの移転建替</p>	<p>「かかりつけ医」を持っている市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>医療体制が充実していると感じる市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p>

# 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

## 1 章、節、目指す方向性

<b>第7章</b>	子ども・子育て
<b>第1節</b>	子ども・子育てを支える都市の実現
<b>目指す方向性</b>	誰もが安心して子どもを産み育てることができ、未来を担うすべての子ども・青少年が個性を尊重され、健やかに育ち、社会で輝いて生きられるまちづくりを推進します。

## 2 現状と課題

- 全国的に少子化が進行している中、2017（平成29）年における本市の合計特殊出生率は1.36で、全国の1.43を下回る水準で推移しています。
- 少子化対策は多様な主体による幅広い分野の取組が必要ですが、妊娠・出産、子育て支援施策の充実には欠かせないものです。このため、本市においても安心して妊娠・出産ができ、子育てしやすい環境づくりが求められています。
- 子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、母子保健サービスの提供や保育環境の整備、地域ぐるみで子育てを支援する体制をハード・ソフトの両面から強化する必要があります。
- 認可保育所等の需要の増加に対し、受け皿確保が追いついておらず、2019（平成31）年4月現在で393人の待機児童、2,037人の利用保留児童が生じています。そのため、これらの早急な解消に向けて取り組む必要がありますが、将来的には人口減少に伴う保育需要の減少が見込まれることから、保育の受け皿確保と並行して、人口減少局面における対応を検討する必要があります。
- 放課後児童クラブでは、2019（平成31）年4月現在で392人の公設クラブ待機児童が生じているほか、民設クラブも大規模クラブ化または定員超過の状態であることから、積極的な施設整備を進めるとともに、育成支援環境の改善及び質の向上を図る必要があります。
- 全国的に世帯の小規模化の進行や共働き世帯の増加、地域社会における人間関係の希薄化などによって、家庭が孤立し、子育てに関する不安や悩みを抱えやすい状況に置かれており、社会全体で子育てを支援していく必要があります。
- 発達障害の社会的認知の広がりにより、全国的に支援を必要とする子どもや保護者は増加しています。障害のある子どもの健やかな育ちを促すとともに、保護者が抱える不安感を軽減するよう、環境の整備を図る必要があります。
- 子ども・青少年を取り巻く環境は常に変化するなか、子ども・青少年が抱える課題は複合化・複雑化しているため、関係機関の連携、重層的な支援を図る必要があります。

## 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	安心して妊娠・出産・子育てできる切れ目ない支援と親と子の健康づくり	<p>妊娠、出産期において、安心して子どもを生み育てることができるように、妊産婦や子育て家族の不安や悩みを軽減するため切れ目ない支援の充実を図ります。</p> <p>子育てをしている家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの病気に対する医療給付などの支援を行うとともに、健康支援体制の充実を図ります。</p>
2	安心して子どもを育てられる環境づくり	<p>子育て家庭の様々なニーズに応えられる多様な保育の受け皿の充実とともに、幼児教育・保育の質の向上に取り組めます。</p> <p>放課後児童クラブについて、ニーズに応じた受入定員を確保するとともに、質の向上に取り組めます。</p> <p>地域全体で子育て家庭を支えるため、地域子育て支援拠点を中心に、子育て家庭の交流機会の充実や、身近な場所で子育てを楽しく行える環境づくりに取り組めます。</p> <p>子育てに関する負担や不安を軽減させるため、関係機関・団体等と連携し、相談・情報提供・支援の充実を図ります。</p>

## 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆<b>安心できる妊娠・出産と母子の健康づくり</b></p> <p>2101 妊婦・乳幼児健康診査 2102 不妊治療支援の充実 2103 妊娠・出産包括支援センターによる支援 2104 新生児マス・スクリーニング事業 2105 産後のケアの充実</p> <p>◆<b>家庭と地域の子育て力の向上</b></p> <p>2115 保育需要の受け皿の確保 2116 「子育て支援型幼稚園」認定制度の創設・普及 2117 障害児保育・幼稚園特別支援事業 2118 保育コーディネーター事業・保育コンシェルジュ事業 2119 保育人材確保対策の更なる強化 2120 質の高い幼児教育・保育推進事業 2121 病児保育事業 2122 余裕教室等を活用した放課後児童クラブの増設 2123 放課後児童クラブ整備・運営事業 2106 児童虐待防止対策推進事業 2107 子どもの社会参画推進事業 2108 子ども家庭総合センターの整備・運営 2109 子育て支援拠点施設整備・運営事業 2110 パパサンデーなど父親の子育て参加の推進 2111 1日保育士・幼稚園教諭体験・親の学習事業 2112 祖父母の子育て参加の推進</p>	<p>妊娠・出産について満足している者の割合 (所管課等へのアンケート)</p> <p>安心して子どもが育てられる環境が整っていると感じる市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>子ども・青少年が健全に成長していると感じる市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p>

次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

No	施策展開	施策の内容
3	次代の社会を担う子ども・青少年が健全に成長する環境づくり	子ども・青少年の豊かな人間性と社会性を育むため、学習、スポーツ、文化活動、地域活動など様々な体験の機会とともに、世代間交流をはじめ多様な交流の機会の充実を図ります。
		社会的養護が必要な子ども・青少年や子育て家庭について、子ども・青少年の健やかな育ちを最優先に、状況に応じた適切な対応に取り組めます。
		困難を抱えている子ども・若者に対し、気軽に相談でき、支援につなげる体制を強化することにより、不安や悩みの解消、自立に向けた支援の充実を図ります。

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆未来を担う子どもの支援、参画の推進</p> <p>2113 ひとり親家庭等福祉事業 2114 多世代交流会食の支援強化</p> <p>◆未来を担う青少年の社会参加の促進と健全育成</p> <p>3134 子ども・若者育成支援事業 3135 若者自立支援ルームの拡充</p>	



## 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

### 1 章、節、目指す方向性

第8章	文化
第1節	生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造
目指す方向性	総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造を目指します。

### 2 現状と課題

- 本市では、「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」を創造するため、平成24(2012)年4月に「さいたま市文化芸術都市創造条例」を施行しました。そして、この条例に基づき、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成26(2014)年3月に「さいたま市文化芸術都市創造計画」を策定し、各種施策を展開してきました。
- 計画においては、「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」を本市の魅力ある資源として位置付け、これらをはじめ地域に根ざした文化芸術資源の発掘・保護・活用を進めることとされているほか、文化芸術活動の促進、文化芸術の鑑賞機会や活動の場となる施設の充実などに取り組むこととしています。これまで、大宮盆栽美術館、漫画会館、人形博物館、鉄道博物館を中核として、魅力ある資源を活用した各種取組を進めており、平成29(2017)年の第8回世界盆栽大会、令和2(2020)年の、東京2020大会文化オリンピックアードである「さいたま国際芸術祭2020」など、国内外に向けて本市の魅力アピールするための催しを開催しました。このほか、文化芸術活動の場を充実させるため、市民会館おのみや及び市民会館うらわの移転・リニューアルにも取り組んできました。
- 今後は、令和3(2021)年3月に改定した「さいたま市文化芸術都市創造計画」に基づき、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携も視野に入れた施策展開が求められています。具体的には、上に掲げた本市の魅力ある資源を筆頭に様々な魅力ある資源の更なる活用に取り組むほか、新たな資源の発掘や魅力の創造により、文化芸術を活用したまちの活性化を推進する必要があります。また、文化芸術を体験できる参加型事業や、文化芸術活動の成果発表等、だれもが気軽に文化芸術に触れられる機会の充実や市民の文化芸術活動の活性化を一層図る必要があります。さらに、文化センターを中心とした「文化芸術創造拠点」を構築し、文化施設間の連携強化を図るなど、多様な取組を総合的に推進する必要があります。
- 本市には、2019(平成31)年3月31日現在、国指定10件、県指定75件、市指定444件、合計529件の有形・無形の指定文化財が存在しています。この他にも数多くの文化財や遺跡等が存在し、多様な歴史と文化に関する資源があります。これら貴重な歴史文化資源を将来にわたり保存・継承するとともに、都市づくりに活用していく必要があります。

### 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	文化芸術を活用したまちの活性化	「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」等の本市の魅力ある資源をはじめ、多様な歴史と文化芸術を基盤に、新たな魅力の創造と市内外への積極的な発信に取り組みます。
		歴史文化資源や文化芸術を活用し、学校教育や生涯学習、観光、経済をはじめ幅広い分野との連携を進め、国内外との交流、地域経済、地域コミュニティ等の活性化を図ります。
		文化芸術活動の場や多様な文化芸術に触れ合う場となる施設の機能の拡充等、子どもから高齢者まで広く文化芸術に親しみ、幅広い文化芸術活動を行うことができる環境の充実に取り組めます。
2	文化芸術活動の促進	関係団体等との連携を図りながら、文化芸術を体験できる参加型事業や、文化芸術活動の成果発表等、市民等が文化芸術活動に参加できる機会の充実に取り組めます。
		文化芸術活動を行う者及びこれに関わる人材の育成や交流機会の提供をはじめ文化芸術活動を促進するための支援、文化芸術に関する教育の充実等に取り組めます。
		多くの人々が興味や関心を持つような、親しみやすく新しい魅力を持った文化芸術施策を推進し、多様な文化芸術を鑑賞できる機会の充実に取り組めます。
3	歴史・文化資源の保存・継承・活用	有形・無形の指定文化財の保存・活用・継承を図ります。また、地域に伝わる伝統行事や郷土芸能、城下町や宿場町等の面影を残す景観、市の変遷を示す資料などの記録化と収集・整理・活用に取り組めます。

### 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆文化芸術活動の促進</li> <li>◆歴史文化資源や文化芸術を活用したまちづくり</li> </ul> <p>3404 基金を活用した市民文化活動の支援の強化</p> <p>3403 市民参加型の特色のある国際芸術祭の開催</p> <p>3406 アート・イン・スクール</p>	<p>文化芸術に親しめるまちであると感じる市民の割合（「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と答える市民の割合） （所管課等々のアンケート）</p> <p>文化芸術活動（鑑賞を含む）を行う市民の割合（過去1年間に1回以上の文化芸術活動（鑑賞を含む）を行った市民の割合） （所管課等々のアンケート）</p> <p>歴史文化資源に愛着を感じ大切に思う市民の割合 （市民アンケート（無作為抽出））</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆文化芸術活動の環境の整備</li> </ul> <p>3405 文化芸術の創造拠点の設置</p> <p>3407 岩槻人形博物館の整備等による人形文化の振興</p> <p>3408 未来に向けた盆栽文化の継続・発展</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆文化財等の保存・継承</li> </ul> <p>3401 文化財保護事業</p> <p>3402 市史編さん事業</p>	

# 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

## 1 章、節、目指す方向性

<b>第9章</b>	都市インフラ
<b>第1節</b>	人を呼び込み交流を促す都市インフラ
<b>目指す方向性</b>	「都心」においては、多様で高次な都市機能の充実・強化、「副都心」では、都心を補完し、各地区の特性に応じた都市機能の集積を図り、良好な住環境や都市景観の形成を目指します。さらに、広域的な交流を支えるネットワークを充実させ、今後も持続的に都市活力を生み出し、多くの人が集まる交流拠点都市を目指します。

## 2 現状と課題

- 今後、人口減少・高齢化の進展や既存ストックにかかる維持管理費の増大などさまざまな問題が生じる恐れがあります。
- このため、都市機能の集約化を図るとともに、地域特性を踏まえながら、にぎわいと交流を有する魅力的な都市空間の形成に取り組むことが必要です。
- 本市は、鉄道14路線33駅を抱えており、なかでも東北・上越・北陸新幹線をはじめ、JR・私鉄各線が集結する大宮駅は、北関東の交通の要衝であるとともに、全国でも有数の一大交通拠点となっています。また、国道16号や新大宮バイパス、東京外かく環状道路、首都高速道路、東北自動車道などの幹線道路網も充実しています。
- しかしながら、鉄道を中心に通勤・通学時間帯では混雑が激しく、また、主要幹線道路や鉄道駅周辺で交通混雑が発生し、バスは定時性・速達性の低下などが生じており、交通網の強化や利便性の向上を図る必要があります。
- その一方で、今後さらに財政を取り巻く環境が厳しさを増すことが懸念される中、道路整備を着実に進めるためには、必要な道路を厳選し、効果の高いものから優先的に整備するなど、財政規模と連動した計画・整備を進める必要があります。
- 大宮駅周辺地区については、さまざまな都市機能が集積している一方で、都市基盤の整備の遅れに伴う慢性的な交通渋滞の解消や防災性の向上などの課題があります。そのため、「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」等を踏まえ、市街地開発事業により、本市の都心としての拠点性の向上を図るとともに、大宮駅を中心とした交通機能の強化、歩行者ネットワークの形成等を推進する必要があります。
- さいたま新都心周辺地区については、これまでに都市基盤が整備され、国の広域行政機能などさまざまな都市機能が集積しているものの、さらなる土地活用の充実・強化を図るといった課題があります。そのため、「さいたま新都心将来ビジョン」に基づき、適正な土地利用転換と活用を促進するとともに、本市の都心としての魅力あるまちづくりを民間活力を導入して推進する必要があります。
- 浦和駅周辺地区については、鉄道高架化により、東西市街地の一体化が図られましたが、駅周辺の狭隘道路の解消など、都市基盤の整備が遅れているといった課題があります。そのため、市街地再開発事業等により、防災性の向上を図りつつ、商業・業務、文化・交流、街なか居住などの機能充実・強化に取り組み、本市の都心としてのにぎわいや回遊性を高める市街地の再構築を推進する必要があります。

## 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	都市基盤整備の推進	東日本の中核都市としてのさいたま市の主たる拠点機能を担う2つの都心（大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区及び浦和駅周辺地区）と4つの副都心（日進・宮原地区、武蔵浦和地区、美園地区、岩槻駅周辺地区）において、それぞれの位置付けにふさわしい都市基盤の整備を計画的に推進します。
2	多様で高次な都市機能の集積	都市基盤の整備と土地の高度利用・複合利用を推進することにより、都心においては、多様で高次な都市機能の集積、副都心においては、それぞれの地域特性に応じた都市機能の集積を図るとともに、各地区の特性を最大限活用した多様な魅力を創出する拠点として育成します。
3	広域的な交通施策の推進	都市活動を支える利用しやすい移動環境を確保し、コンパクトなまち*の形成を図るため、市民をはじめ、交通事業者、関係行政機関と相互に連携し、交通に関する課題や目標を共有しながら、ハード・ソフトの両面からなる交通施策を総合的かつ戦略的に推進します。また、軌道系交通網の強化に向けて、浦和美園～岩槻地域の成長・発展を進めるとともに、地下鉄7号線の延伸促進に取り組み、LRT等を含む新交通システムの導入研究や市内各鉄道の利便性向上を図ります。  幹線的な道路の整備を進め、都市活動を効果的に支えることが可能な南北軸と東西軸からなるネットワークを形成します。

## 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆都市基盤整備の推進</p> <p>4201 大宮駅東口周辺地区まちづくり推進事業 4202 大門町2丁目中地区再開発事業の推進 4206 大宮駅西口第三地区の再開発などの推進 4211 さいたま新都心周辺地区まちづくり推進事業 4212 浦和駅西口のまちづくりの推進</p> <p>◆多様で高次な都市機能の集積</p> <p>4204 氷川参道環境整備 4205 大宮駅周辺の旧中山道歩道整備・無電柱化 4207 大宮駅の機能高度化と交通基盤整備等の推進 4208 大栄橋の耐震化の推進 4209 桜木駐車場用地活用事業 4210 民間活力を生かした大宮駅周辺等のまちづくり</p> <p>◆幹線道路ネットワークの充実</p> <p>4307 幹線道路整備事業 4308 新大宮上尾道路の整備促進 4309 首都高速道路埼玉新都心線の延伸の推進</p> <p>◆交通施策の戦略的推進</p> <p>4301 地下鉄7号線の延伸 4304 長距離バスターミナル整備推進事業 4305 バリアフリー基本構想等推進事業 4306 東京2020大会に向けたバリアフリー化等の推進 4314 総合交通体系の確立 4315 LRT(東西交通新ルート)の推進 4316 空港アクセスの強化 4317 新幹線大宮駅始発復活</p>	<p>都心・副都心における区画整理事業・市街地再開発事業の進捗率等 (所管課所等の独自調査)</p> <p>都心・副都心に活気があり、魅力的であると感じる市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>都心・副都心の駅の1日あたりの乗降客数(定期利用者を除く) (民間事業者の統計等)</p> <p>鉄道、バスの年間利用者数 (民間事業者の統計等)</p> <p>さいたま市の交通の利便性に関する満足度 (市民意識調査)</p>

# 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

## 1 章、節、目指す方向性

<b>第9章</b>	都市インフラ
<b>第2節</b>	質の高い生活空間を提供する都市インフラ
<b>目指す方向性</b>	個性豊かで魅力ある景観を形成し、環境との調和を保ちながら、質の高い生活環境の提供を目指します。また、誰もが使いやすく、環境負荷が少ない公共交通優先の交通体系を確立するとともに、安全かつ安定的な水の供給や下水道の普及など、市民生活を支える基盤を整備します。

## 2 現状と課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市では、これまで少子高齢化、人口減少、環境問題など、市街地を取り巻く社会経済状況の変化に対応するため、既存の市街地の再構築・再生、環境負荷の低減など「質」を重視した持続可能なまちづくりへの転換を目指し、取り組んできました。</li> <li>●全国的に人口減少・少子高齢社会が進行する中、本市においても引き続き将来的な人口構造の変化や各地区の特性・ニーズを踏まえた市街地整備を推進するとともに、ICT等の利活用を進め、より安全・安心で快適に暮らすことができる持続可能なまちづくりに向けて、環境負荷の低減など市街地の質的な改善と都市機能の向上に取り組む必要があります。</li> <li>●また、市内には、氷川神社や岩槻城址などの歴史・文化のほか、さいたま新都心周辺に代表される新たな街並み、さらに様々な伝統行事やイベント等を含めて景観資源が豊富にあります。これらを生かし、都市と自然が調和した景観を形成していくことが重要です。</li> <li>●これらの資源を次世代に継承するべき貴重な財産として保全・活用・創造していくためには、市民の理解や様々な活動への参加が重要となっています。</li> <li>●都市公園については、身近な公園が不足している市街地において新規整備を推進するとともに、既存公園の老朽化が進んでいることや公園の質の向上が求められていることから、既存公園の改修及び維持管理・運営方法の改善が必要です。また、緑の保全・整備や緑化の推進に向けた市民や事業者の主体的な取組への支援を強化する必要があります。</li> <li>●住宅については、ニーズの多様化や住宅セーフティネット再構築の重要性が高まるなど、社会情勢の変化に的確に対応することが求められています。また、市営住宅については、厳しい財政状況が見込まれる中で、供給量の増加を図ることが難しく、一方で老朽化が進んでいるため、その対策が課題となっています。</li> <li>●生活道路の整備については、消防・救急等の緊急活動の妨げとなる狭隘道路、路面排水の悪い道路や舗装の老朽化など様々な問題を抱えており、整備に対する市民要望は多く、早期対応を図る必要があります。</li> <li>●また、高齢社会の進展や環境問題への意識の高まりなど、社会情勢が変わりつつある中で交通弱者の移動手段の確保、環境負荷の削減等を念頭に、公共交通はこれまで以上に重要な役割を果たすとともに、過度な自動車利用から公共交通機関や自転車・徒歩への利用転換を促進する必要があります。</li> <li>●近年、環境・健康志向から自転車利用に対するニーズが高まっている一方で、事故の危険性や自転車駐車場の不足、違法駐輪による歩行空間の圧迫や景観の悪化などの課題も生じており、自転車利用環境の向上を図る必要があります。</li> <li>●本市の水道給水量は、節水意識の定着、節水型機器の普及などにより人口増にもかかわらず横ばい傾向にあります。また、水需要の伸び悩みから料金収入の増加が見込めない一方で、高度経済成長期に集中的に整備された水道施設の老朽化が進み、その維持管理や更新・耐震化に必要なコストの増大が見込まれています。</li> <li>●市民の暮らしや都市活動を支える極めて重要なライフラインとして、いつでも信頼される水道を維持し続けるためには、従来にも増して計画的かつ効率的な事業経営を推進することが求められています。</li> <li>●本市の下水道普及率は、平成30(2018)年度末現在93.2%で上昇していますが、今後も市民の生活環境や公共用水域の水質の保全のため、公共下水道の整備を進めるとともに、設備の更新・耐震化をより一層推進する必要があります。</li> <li>●また、世帯規模の縮小に伴い1件あたりの汚水排水量は減少し、接続戸数の増加のわりに需要は鈍化するなど、下水道の料金収入は伸び悩むことが見込まれることなどから、効率的な経営改革に向けた取組の強化が課題となっています。</li> </ul>
--

## 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	個性豊かで潤いのある都市空間の形成	<p>市民・事業者・行政の協働により、地域の状況に応じた景観に関する誘導・保全・啓発を行い、個性豊かで魅力ある良好な都市景観形成を図ります。</p> <p>市街地における公共空間の緑化や市民・事業者等による主体的な取組への支援を推進するとともに、市民との協働により緑を創り育て、潤いのある都市空間の形成を図ります。</p> <p>地域特性や市民ニーズを踏まえた質の高い公園の整備・改修を進めるとともに、市民や地域が参加する管理運営の促進やPark-PFIの導入を図るなど、公民連携に取り組めます。</p>
2	地区の特性や居住ニーズを踏まえた良好な住環境の創出	<p>ユニバーサルデザインや環境負荷の軽減に配慮しながら、各地区の位置付けや特性を踏まえた都市機能の集積及び良好な住環境の創出に取り組めます。</p> <p>市民の主体的な活動を支援するとともに、事業者や民間団体等の多様な主体との連携を図り、都市づくりを進めます。また、都市基盤整備を進めている地区では、計画的に市街地の形成を図るとともに、長期的にわたり事業化されていない地区では、社会情勢や市民の意見等を踏まえつつ、都市計画の見直しなど、良好な住環境の形成に取り組めます。</p> <p>子育て世帯や高齢者向けの高断熱性能を有する等環境負荷の軽減に配慮した良質な住宅の確保、マンションの良好な住環境を確保するための支援など、住生活を取り巻く環境の変化に対応した住宅を充実させるとともに、良質な住環境の形成を促進します。</p> <p>住宅の確保が困難な市民に対して、公的賃貸住宅のほか、民間賃貸住宅の活用促進など、住宅セーフティネット機能の向上を図り、居住の安定の確保に取り組めます。</p> <p>市営住宅については、高齢者、障害者、子育て世代など住宅に困窮している方が安心して暮らせるよう、老朽化した住宅の建替えや修繕等を計画的に行い、良質な住宅の供給に取り組めます。</p>

## 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆魅力ある都市景観の形成</p> <p>1310 都市景観の形成</p> <p>◆市街地内の緑の空間づくり</p> <p>4114 民有地における緑の創出事業 4115 「四季の花に触れ合える街」づくりの推進 4109 与野中央公園の整備 4116 身近な公園整備事業 4117 公園トイレのリフレッシュ計画の策定と推進</p> <p>◆コンパクトで質の高い市街地の形成</p> <p>4101 参加と協働によるまちづくり推進事業 4102 都市計画に関するマスタープラン推進事業 4103 未利用地の利活用の推進 4104 区画整理等の推進(東浦和駅周辺) 4105 区画整理等の推進(与野駅・南与野駅周辺) 4106 区画整理等の推進(組合土地区画整理事業) 4108 中央区役所周辺の公共施設再編 4110 与野本町駅周辺の利便性の向上 4111 与野本町小学校複合施設整備事業 4107 長期未着手地区まちづくり推進事業 4112 歴史を伝える本町通りのまちづくり 4113 芸術劇場と地域が連携したまちづくり</p> <p>◆住生活の充実</p> <p>6305 マンション管理適正化支援事業 6307 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 6306 市営住宅建替事業</p>	<p>良好な都市景観の形成が進み、まちなかに緑や開放的な空間が感じられ、快適な生活ができていると感じる市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>道路整備・区画整理・市街地再開発事業などのまちの基盤整備が進んでいると感じる市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>誰もが安心して暮らせる住まいが確保されていると感じる市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p>

次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

No	施策展開	施策の内容
3	公共交通・生活道路・自転車利用環境の充実	集約型都市構造の維持に向けた効率的な公共交通ネットワークの形成・強化を図ります。
		地域のニーズに応じた生活交通の維持・確保を進めます。
		安全で快適な生活空間を確保するため、生活道路の整備・修繕を進めるとともに、歩車共存道路としての整備や交差点の改良、踏切の拡幅等を計画的に進め、歩道の設置、道路の緑化など、道路環境の向上を図ります。また、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、都市計画道路の見直しを行い、効率的かつ効果的に道路整備を推進します。
4	安全かつ安定的な水の供給や下水道の整備	安全かつ安定的な水の供給のため、健全な経営の下、老朽水道施設の計画的な更新、整備を進めるとともに、耐震化を進めるなど、災害に強い水道を構築します。
		下水道の普及を推進するため、健全な経営の下、施設の耐震化や改築を行い、安全・安心な都市の実現に向けた取組を推進します。

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆公共交通ネットワークの充実</p> <p>4303 七里駅舎改修事業 4302 コミュニティバス等利用しやすい公共交通の推進</p> <p>◆幹線道路ネットワークの充実</p> <p>4310 都市計画道路見直し事業 4311 道路環境整備事業 4312 ゾーン30の整備推進 4313 無電柱化の推進</p> <p>◆生活道路の整備</p> <p>4118 暮らしの道路・スマイルロード整備事業</p> <p>◆自転車利用環境の向上</p> <p>4119 自転車のまちづくり「さいたまはーと」の推進 4120 自転車通行環境の整備</p> <p>◆安全な水の安定供給</p> <p>6301 上水道施設整備事業</p> <p>◆安全な都市(まち)をつくる下水道整備</p> <p>6302 下水道汚水事業 6304 下水道施設老朽化対策事業</p>	<p>安全な生活道路が整備されていると感じる市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>自転車利用環境に関する満足度(快適性、安全性、ルール・マナー、情報提供、市の取組) (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>水道管路の耐震化率 (所管課所等の独自調査)</p> <p>下水道施設の耐震化率 (所管課所等の独自調査)</p>

## 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

### 1 章、節、目指す方向性

第10章	防災・消防
第1節	災害に強い都市の構築
目指す方向性	市民の生命・身体及び財産を守り、安全で安心して暮らせるよう、災害に強く、災害があっても都市機能の回復が図られる強靭さを併せ持つ都市づくりを進めるとともに、市民活動と連携しながら防災・消防体制の充実を図ります。

### 2 現状と課題

- 東日本大震災は、東北地方沿岸部の都市に壊滅的な打撃をもたらし、東日本大震災以降においても、平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨による洪水被害などの大規模自然災害等により、全国各地において大きな被害を受けてきました。
- このため、事前防災及び減災、迅速かつ円滑な復旧復興のため、平常時には「公助」によるインフラ整備などのハード整備や、地域防災力向上のためのソフト対策、災害時の救援・救護等、防災への取組を絶え間なく続けているところです。
- しかし、現在想定されている首都直下地震のような広域的な大規模災害が発生した場合には、公助の限界についての懸念も指摘されています。
- 今後、より災害に強い都市を推進していくためには、建造物の耐震化支援や治水対策、災害時における被害の拡大防止や被災者救助など、「公助」の取組が必要であると同時に、自らの生命は自らが守る「自助」、地域での助け合いにより自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の対応力を高めることも重要な課題となっています。
- また、近年の異常気象や高齢者の増加、建築物の複雑化などの社会環境の変化により、救急をはじめとする消防需要は増加の一途をたどっており、市民の安心・安全を守るため、盤石な消防・救急体制の構築が求められています。

### 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	災害に強い都市基盤整備	都市・生活インフラや住宅等建築物の耐震性の確保、緊急輸送道路の確保など、地区の特性に応じた災害に強い都市づくりを総合的かつ計画的に推進します。  河川の改修や調節池及び雨水管・雨水貯留施設などの整備を行い、治水安全度の向上を図るとともに、雨水貯留浸透施設の設置、透水舗装などの雨水流出量の抑制を行うことにより、都市型水害にも対応できる総合的な治水対策を推進します。
2	地域と共に進める災害対策	市民・事業者への防災知識の普及・啓発を促進し、子どもから高齢者まで市民が、災害への備えや自分の身を守るための適切な行動がとれるようにするため、行政、関係機関及び地域が連携し、防災意識の醸成を図ります。  市民が互いに支え合い、避難支援や避難所運営等を円滑に行うことが、被害の拡大防止につながるため、地域防災活動の中心となる自主防災組織を育成強化し、さらなる市民との協働、共助による取組を支援し、地域防災力の向上を図ります。
3	消防・救急体制の充実強化	大規模・多様化する火災や自然災害等の各種災害から、市民の生命と財産を迅速・的確に守るため、必要となる施設や人員等をハード・ソフト両面から計画的に整備することで、災害を防除し、災害による被害の軽減を図ります。  市民・事業者に対する防火思想の普及啓発等により、火災の発生防止と被害の軽減及び高齢者被害の低減を図るための火災予防対策を推進します。  増加する救急需要に対応するため、救急体制の充実強化を行い、症状の悪化防止や苦痛の軽減を図るとともに、適切な医療機関への速やかな搬送に繋がります。

### 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<b>◆災害に強い都市基盤整備</b> 6101 さいたま市強靭化計画の推進 6102 防災都市づくり計画の推進 6103 区域線整備推進事業 6105 さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業 6106 市有建築物保全事業 6104 橋りょう耐震化及び長寿命化修繕事業 6107 河川改修事業 6108 流域貯留浸透事業	建物の耐震化、道路の整備、河川の改修等、災害に強いまちづくりが進んでいると感じる市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))  日頃から災害に備えて対策を取っている市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))  消防・救急体制が整備されていると感じる市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))  火災件数(失火による出火件数) (国・県等の統計等)
<b>◆地域と共に進める災害対策</b> 6109 防災訓練事業 6112 防災対策事業 6110 自主防災組織育成事業 6111 防災アドバイザーの活用による地域防災力の強化	病院収容所要時間(119番通報から医師引継ぎまでの時間) (国・県等の統計等)
<b>◆安全な都市(まち)をつくる下水道整備</b> 6303 下水道浸水対策事業	
<b>◆消防体制の充実強化</b> 6116 消防力等整備事業 6117 警防体制強化事業 6118 元消防職員による消防協力体制整備 6119 消防団充実強化事業 6120 火災予防対策推進事業 6121 救急需要対策・応急手当普及啓発事業	

# 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

## 1 章、節、目指す方向性

<b>第11章</b>	経済・産業
<b>第1節</b>	新たな産業の創出と地域産業の振興
<b>目指す方向性</b>	東日本地域との連携を積極的に進めながら、さいたま市の特性を生かした新たな産業を創造するとともに、地域産業を育てる環境を整備し、市内経済規模の維持・拡大を図ります。

## 2 現状と課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本経済は、少子高齢化・人口減少などの景気のマイナス要因に直面しているほか、新興国の台頭をはじめとする外的要因や今後のエネルギー政策の動向など、先行きが見通せない状況にあります。このような中、地域の雇用や経済を支える中小企業者の経営基盤強化に向けた意欲的な取組を支援する必要性が一層高まっています。</li> <li>●本市の商業に関しては、大型店の店舗数及び店舗面積が増加する一方で、商店会とその会員数は減少傾向にあります。個店の魅力向上を図るとともに、地域資源と連携することで、来街者を呼び込み、市内消費の拡大につながる取組など、従来の枠組みにとられない支援策が求められています。また、商店街は、従来からの商業機能に加え、地域コミュニティの拠点としての機能を有していることから、地域コミュニティの核として賑わいを創出する各種イベントの開催や地域の課題等に対応した事業に取り組む商店会に対し、積極的な支援を行っていく必要もあります。</li> <li>●経済の急速なグローバル化の進展に伴い、本市の特性を生かしながら、市内企業の海外での販路開拓や事業機会の創出などを積極的に支援し、経済活動のさらなる国際化を推進する必要があります。</li> <li>●本市においては、東日本の交通の要衝という地理的優位性を最大限活用し、地域経済活力の維持・増進を図るため、技術力の高い中小企業の競争力の一層の強化や、次世代を担う新産業分野の育成、産学官金連携の推進による研究開発の促進と、技術革新・新産業の創出・育成を推進する必要があります。</li> <li>●また、地域経済の活性化と合わせて、財政基盤の強化及び雇用機会の創出を図るためにも、本市の優れたビジネス環境を生かし、国内外の優良企業の本社・研究開発機能などの誘致を引き続き進め立地を促進していく必要があります。企業の立地促進に当たっては、受け皿となるオフィスや産業用地が不足していることから、その創出が求められています。</li> </ul>
---

## 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	活力ある地域産業を育てる環境の整備	関係団体や支援機関、金融機関との連携により経営支援体制を整備するとともに、制度融資をはじめとする各種支援の着実な実施により、地域経済を支える中小企業者や創業者の経営基盤の強化を図ります。
		創業の活性化に向けた環境づくりを進めるとともに、既存企業の新事業展開、技術力の強化、販路拡大、新製品の開発などに対する支援に取り組みます。
		企業によるCSR活動の推進に向けた取組への支援や、コミュニティビジネス等の地域課題解決を目指す取組の事業化支援など、地域と共生する事業活動の支援を推進します。
2	商業活性化のためのにぎわいづくり	商店街（会）の環境整備やまちの特色を創出する事業への支援など、商業の活性化のためのにぎわいづくりを推進します。
3	さいたま市の特性を生かした新たな産業の創造	高度な基盤技術を有するものづくり企業の集積という本市の強みを生かし、産学官金連携などによる戦略的な研究・技術開発支援、技術提携や市場開拓などの海外展開支援を通じ、ものづくり企業の競争力強化を図ります。
		医療・ヘルスケア分野の関連産業、IoT・ロボット関連分野など、成長分野におけるイノベーションの創出を支援します。その際、大学との連携等により地域課題の解決に向けたプロジェクトを実施します。
		本市の持つ地理的優位性や、豊富な人材、研究開発型企業の集積という強みに加え、継続した企業活動を可能とする災害に強い事業環境など、様々な特性を生かし、また、本市のポテンシャルを高めるプロジェクトと連携しながら、企業の立地を促進します。促進に当たっては、その受け皿となる新たなオフィス及び産業用地の創出を図ります。

## 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆中小企業者・創業者の経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5101 中小企業の事業承継や継続などへの支援</li> <li>5102 女性と若者の創業支援体制の強化</li> <li>5103 中小企業経営基盤強化支援事業</li> <li>5115 CSRチャレンジ企業認証制度</li> <li>5116 ソーシャルビジネスの推進</li> </ul> <p>◆商業の活性化によるにぎわいづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5104 東日本広域連携事業</li> <li>5105 東日本連携拠点を核にしたビジネス交流の推進</li> <li>5107 商業活性化支援事業</li> <li>5108 大型イベント等と連動した商店街支援事業</li> <li>5109 スポーツチームと連携した地域経済活性化</li> <li>5110 文化芸術を活用した商業振興事業</li> </ul> <p>◆さいたま市の強みを生かしたものづくり産業の競争力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5202 リーディングエッジ企業認証支援事業</li> <li>5203 ドイツ・バイエルン州との経済連携の拡充</li> <li>5204 海外新市場への販路拡大と企業支援拡充</li> <li>5210 さいたまスイーツ等プロモーション事業</li> <li>5211 伝統産業活性化事業</li> <li>5201 産学連携推進事業</li> </ul> <p>◆成長分野におけるイノベーションの創出支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5205 医療ものづくり都市構想第2期行動計画の推進</li> <li>5206 技術力を生かした医工連携による企業支援強化</li> <li>5207 イノベーション推進事業</li> </ul>	<p>法人市民税（法人税割）の納税義務者数 （所管課所等の独自調査）</p> <p>商店街に魅力を感じる人の割合 （市民アンケート（無作為抽出））</p> <p>商店街・商業地区の歩行者通行量 （所管課所等の独自調査）</p> <p>国内の販路拡大に向けた商談件数 （所管課所等の独自調査）</p> <p>海外の販路拡大に向けた商談件数 （所管課所等の独自調査）</p> <p>企業立地件数 （所管課所等の独自調査）</p>

次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

No	施策展開	施策の内容
4	東日本連携による経済交流の活性化	さいたま市において東日本の「ヒト・モノ・情報」の交流・発信を促進し、さいたま市と東日本地域の経済交流を活性化させます。
5	地域経済を支える人材の育成、就労支援及び魅力ある就労環境の整備	多様な人材が活躍することで地域経済が活性化していくことを目指し、将来の産業・企業活動を担う子どもたちをはじめ、幅広い世代を対象に、あらゆる機会を通じて勤労観・職業観の醸成、職業に関する知識や技能の習得・向上などを図るとともに、高い専門性や技術を持った人材と中小企業等を結ぶ仕組みづくりなどにより、産業人材の育成と活用を推進します。
		働く意欲を持つあらゆる求職者の就労を目指し、それぞれのニーズに応じた施策を講じるとともに、国や埼玉県等関係機関との連携等を通じ、就労支援の充実を図ります。
		勤労者が生き生きと働けるように、市内企業・事業所における環境の改善・向上や勤労者福祉の充実など、誰もが働きやすい就労環境の整備を図ります。

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆さいたま市の優位性を生かした企業立地・集積の促進</p> <p>5208 産業交流推進事業 5209 企業誘致支援の拡充とオフィス、産業用地創出 5215 東日本連携広域周遊ルート事業 5216 民間と連携したシティセールスの強化</p> <p>◆地域経済を支える多様な産業人材の育成と活用</p> <p>5301 産業人材育成支援事業</p> <p>◆就労支援の充実</p> <p>5303 ニートの就労機会の創出 5304 中小企業等の人材確保支援 5302 就職支援体制整備事業</p> <p>◆魅力ある就労環境の整備</p> <p>5305 中小企業勤労者福祉事業</p>	<p>東日本の都市を身近に感じる市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>市民の就業率 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>働きやすい職場であると感じる市民在勤者の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p>

## 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

### 1 章、節、目指す方向性

第11章	経済・産業
第2節	観光の振興とMICEの推進
目指す方向性	地域資源などの魅力を生かした観光の振興とともにMICEを積極的に推進します。

### 2 現状と課題

- 本市は、サッカーをはじめとするスポーツ資源、盆栽や人形をはじめとする文化資源など、多彩な地域資源を有しており、平成29（2017）年の第8回世界盆栽大会や平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピック等も契機としながら、その様々な地域資源の魅力を高め、活用していくことで、地域経済の活性化や交流機会の増加、さらには本市のブランド力向上につなげていくことが求められます。
- その際、観光地としての都市間競争力を強化するため、観光客のターゲットやニーズを明確に設定し、既存の観光資源を相互にリンクさせた周遊型の観光商品づくりや、地域特性を生かした新たな観光資源の発掘とネットワーク化を図る必要があります。
- さらに、これまで国際会議をはじめとするコンベンションやスポーツイベントの誘致等に取り組んできましたが、今後も積極的にMICEの誘致を推進し、経済の活性化など、都市の活力の向上につなげていく必要があります。

### 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	地域資源などの魅力を生かした観光の振興	<p>スポーツや文化、伝統行事や伝統産業、豊かな自然環境や特色ある農業など、本市の多彩な地域資源と魅力を生かし、「さいたま市ブランド」の育成を図るとともに、市内外から人が集まり、交流とにぎわいを創出する取組を推進します。</p> <p>市外からの来訪者の増加を図るとともに、本市の魅力に対する市民の関心を高めるため、積極的なシティセールスや、来訪者を迎え入れる環境づくりに取り組みます。</p> <p>国際会議などのコンベンション、イベント等の誘致や開催支援、来訪者の受入体制の充実に取り組みます。</p>

### 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆地域資源などの魅力を生かした観光の振興</p> <p>5212 (仮称)にぎわい交流館いわつき整備事業 5213 観光客誘致促進事業 5214 地域資源や食文化を活用した観光振興</p> <p>◆ICTを活用した利便性の向上</p> <p>4122 官民一体となったWi-Fi環境の整備</p> <p>◆国内外との多様な交流機会の充実</p> <p>7301 MICE施設の充実 7302 MICE推進事業</p>	<p>入込観光客数 (所管課所等の独自調査)</p> <p>MICE開催による経済波及効果 (所管課所等の独自調査)</p>



## 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

### 1 章、節、目指す方向性

第11章	経済・産業
第3節	都市農業の振興
目指す方向性	農業の多面的な機能を重視しながら、優良農地の保全を図り、都市農業の活性化に取り組みます。

### 2 現状と課題

- 本市の農業に関しては、全国的な傾向と同様に、農業就業人口の減少や高齢化、後継者の不足、農地の減少が進み、依然として厳しい状況にあります。
- 食の安全・安心の確保、災害時の避難場所や延焼遮断などの防災機能、農業体験等を通じた市民相互及び農業者とのコミュニケーションの形成など、農業・農地が果たしている多面的役割が、将来にわたり持続的に発揮されるよう、地域ぐるみで農業を守り支えていく必要があります。また、より多くの市民が安心して地元の農産物を購入できるよう、地産地消の拡大に向けた総合的な取組を進める必要があります。

### 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	持続可能な農業の確立	農業者や就農希望者への支援などにより、意欲ある担い手の確保・育成を進めるほか、農業経営安定化に向けた支援に取り組みます。
		地産地消の推進に向け、新鮮さや安全性に優れた農産物の生産とそのブランド化を進めると共に、市民が農業にふれあう機会の拡大を図ります。
		優良農地を確保し、農地の有効利用を図るため、生産基盤の整備及び農業者への営農のための保全活動支援を推進します。

### 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<b>◆都市農業の振興</b> 5106 (仮称)農業及び食の流通・観光産業拠点整備 5111 農業用水路整備事業 5112 都市農業担い手育成事業 5113 地産地消事業 5114 地場産農産物の農商工連携やブランド化の推進	市内産農産物を意識して買う・食べている市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))  担い手への農地の集積率 (所管課所等の独自調査)

次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

1 章、節、目指す方向性

第 1 章	市民協働・公民連携
第 1 節	多様な主体とともにつくるまちづくり
目指す方向性	当事者意識を持って主体的に取り組む市民や大学、事業者、市民活動団体など多様な主体と市との連携、協働を促進し、社会や地域の課題に対して効果的に取り組むまちを目指します。

2 現状と課題

- ライフスタイルの多様化や少子高齢化の進展に伴い、市や市民を取り巻く社会環境は変化し、多様化、複雑化するニーズに対して、行政だけで適切に対応することが困難になってきています。
- 地域社会を構成する市民、市民活動団体、事業者、大学などの多様な主体と市が、更なる協働、連携を促進し、社会や地域の課題に取り組むことにより、活力あふれる地域社会の実現と、本市の持続可能な都市経営の実現を図る必要があります。
- 本市は、市民活動を推進し、協働で事業を実施することにより、行政だけでは対応が困難な課題の解決へ向けて取り組むとともに、民間企業等からの提案による事業の推進や包括連携協定の締結、PFI等による財政負担の軽減、指定管理者制度によるサービス向上など様々な公民連携の手法を取り入れ、事業者とつながる機会を創出してきました。
- 今後、協働及び連携をより一層効果的に推進していくために、行政は、当事者意識を持って主体的に取り組む市民、市民活動団体、事業者、大学など多様な主体と信頼関係を構築しながら、共に協働や連携の目的や意義を強く認識し、互いの強み・弱みや立場を理解し、更には地域に関する情報や問題意識を共有する必要があります。
- さらに、協働及び連携はあらゆる分野で必要になることから、職員が積極的に連携・協働に取り組むための意識啓発や体制づくりが必要となります。

3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	市民協働・公民連携意識の醸成	<p>市やまちづくりに関する情報を、広報紙やホームページのほか、様々な媒体や手法を活用しながら積極的かつ適正に提供することで、多様な主体の協働や連携に対する関心を高め、協働や連携への参加意欲の向上を図ります。</p> <p>変化の激しい社会環境や地域の課題の把握に努め、持続可能な都市経営の実現や課題の解決に向けて、行政内部で部署を横断した積極的な情報の共有とコミュニケーションを図ります。</p> <p>多様な主体と、魅力あるまちづくりや持続可能な都市経営の実現を目指した対話を積極的に重ね、課題や取組み方法などに関する認識の共有と、協働や連携に対する当事者意識と主体性の向上を図ります。</p>
2	市民協働・公民連携が促進される仕組みづくりとその推進	<p>多様化・複雑化するニーズに対応するため、当事者意識と主体性を持ったパートナーを発掘します。</p> <p>当事者意識と主体性を持った人材を育成するとともに、魅力あるまちづくりに向けたニーズとの的確な整合を図るために、多様な主体をつなぐためのコーディネートを実施します。</p> <p>地域課題の解決に向けて、多様な主体と課題や目的を共有し、対等なパートナーとして役割を分担しながら、協働や連携を積極的に実施します。</p> <p>地域課題の解決や持続可能な都市経営の実現のために、専門的な知見や人材等を有する事業者、大学との連携強化を進めます。</p> <p>事業の特性に応じた最適な手法と体制を検討し、幅広い主体の参加を促しながら、協働や連携を推進します。</p>

【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆市民と行政の協働</p> <p>104 マッチングファンド制度など市民協働、市民参画の拡充</p> <p>106 大学連携の推進</p> <p>◆将来を見据えた行財政運営</p> <p>201 提案型公共サービス公民連携制度の推進</p> <p>202 対話型市場調査の導入</p> <p>203 企業との連携・協定による公共サービスの充実</p> <p>204 PPP手法によるサーマルエネルギーセンターの整備</p> <p>205 民間事業活用による公衆街路灯一斉LED化</p> <p>206 下水処理センターにおける更なる民間力活用の推進</p> <p>207 保育園用務業務等の委託化</p> <p>208 小学校給食調理業務の委託化</p> <p>209 学校用務業務の委託化</p> <p>210 一般廃棄物収集運搬業務の委託化</p>	<p>地域活動・まちづくりに参加したいと思う市民・事業者の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>地域活動・まちづくりに参加したことがある市民・事業者の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p>

## 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

### 1 章、節、目指す方向性

第2章	高品質経営市役所
第1節	市民に信頼される開かれた市政運営
目指す方向性	市民と行政の情報共有を図るとともに、適正な職務執行を通じて、信頼される開かれた市政を推進します。

### 2 現状と課題

- 本市の情報発信は、「さいたま市PRマスタープラン」に基づき推進してきましたが、市の情報が十分に市民に届いていないという調査結果があります。発信する情報の「質」を高めるとともに、市民の情報摂取行動の多様化に対応した情報発信手法を選択する必要があります。
- 市政に対する信頼感や、市民と行政の共有感を向上させるためには、多様化する市民ニーズを的確にとらえる必要があります。そのためには、必要な時には市に意見を言える機会があることが広く市民に認知されている必要があります。
- 窓口満足度アンケートにおける満足度の割合は、毎年度95%以上を維持していますが、引き続き更なる窓口サービスの向上を図る必要があります。
- 市民から信頼される市政運営を実現するために、公正かつ適正な職務執行を確保する必要があります。

### 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	広報・広聴機能の充実	市民の関心や情報の入手方法等の変化を勘案し、既存の情報発信手法の見直し、発信する情報やターゲット等に合わせた情報発信媒体を選択しながら、効果的な広報を推進します。  市政に対して意見を言える機会が確保されていることを広く市民に認知してもらうことにより、市政への信頼感、市民と行政の共有感を高めます。
2	効果的・効率的な区役所窓口サービスの提供	区役所職員の接遇や環境の整備、案内サービスの向上等について、各区役所での自主的・主体的な窓口改善の好事例を共有・拡大するとともに、新たな取組の導入について検討します。
3	公正かつ適正な職務執行	事務処理ミス及び事件・事故の概要を公表することにより、行政運営の透明化を推進するとともに、市が組織として、事務処理ミス等の背景や原因を分析し、実態に即した業務改善を図り、再発防止策の実効性等を検証します。

### 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<b>◆市民と行政の協働</b> 101 新たな情報発信媒体を活用した効果的な広報の推進 102 出前講座の推進 103 政策策定に資する広聴機能の充実  <b>◆将来を見据えた行財政運営</b> 239 区役所窓口サービスの向上	必要としている市政情報を得ることができていると思う市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))  市政に意見を言える機会や手段が備わっていると思う市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))  区役所窓口利用者アンケートにおける満足度の割合 (所管課所等のアンケート)  事務処理ミスの再発率 (同一所管における同様の事務処理ミスの発生割合) (所管課所等の独自調査)

## 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

### 1 章、節、目指す方向性

第2章	高品質経営市役所
第2節	健全財政の維持
目指す方向性	必要な市民サービスを維持し、かつ的確に行うため、効率的・効果的な財政運営を推進します。

### 2 現状と課題

●本市の総人口は、2030（令和12）年をピークにその後減少する見通しとなっています。また、本市の公共施設の多くは、老朽化が進行しており、今後、大規模改修や建て替えが必要となる建物の大幅な増加が見込まれます。これらに加え、社会保障関連経費等の増大や多様な市民ニーズへの対応として、効果的で効率的な財政運営を進めることがより一層必要となります。

### 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	健全で持続可能な財政運営	事務事業の緊急度、優先度を的確に把握し、費用対効果の検証等、PDCAサイクルに基づく事業の改善や見直しによる歳出の改革と市税等の自主財源を始めとする歳入確保により、必要な財源を捻出し、将来世代に過度の負担を先送りすることなく、財政運営の健全性を確保します。
2	公営企業の健全経営	公営企業におけるそれぞれの中期経営計画等に基づき、健全経営を推進します。

### 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆将来を見据えた行財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>211 事務事業の見直し及び平準化による健全財政の維持</li> <li>212 補助事業等の見直し</li> <li>214 市税の収納率の向上</li> <li>215 介護保険料の収納率の向上</li> <li>216 保育料の収納率の向上</li> <li>217 公金の納付機会の拡大</li> <li>218 広告掲載による財源の確保</li> <li>219 ふるさと応援寄附の充実と地方創生応援税制の活用</li> <li>220 未利用市有地の有効活用</li> <li>221 水道事業の健全運営</li> <li>222 下水道事業の健全経営</li> <li>223 市立病院の健全経営</li> <li>224 国民健康保険事業の健全化</li> <li>225 外郭団体の健全運営</li> <li>236 公共施設マネジメントの推進</li> </ul>	<p>一般会計（普通会計）における財政指標 (所管課所等の独自調査)</p> <p>各企業会計における財政指標 (所管課所等の独自調査)</p>

## 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

### 1 章、節、目指す方向性

第2章	高品質経営市役所
第3節	市政を支える職員の育成と働く環境の整備
目指す方向性	市民サービスの更なる向上を図るため、事務の効率化や働きやすい環境を整備するとともに、市民や組織に貢献できる職員の育成に努めます。

### 2 現状と課題

- 本市が、質の高い都市経営を実現し継続していくためには、地域社会の課題に対応した一つひとつの業務の目標を着実に実現し、組織に貢献できる職員を育成する必要があります。
- 職員の働きやすさと働きがい向上させ、心身健康な状態で職務に専念し地域社会に貢献していくことができるよう、職員の長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの充実に関する取組を推進する必要があります。

### 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	職員の育成	職場の風通しを良くし生産性を高めるために、職場のコミュニケーションの向上を図ります。
		職員一人ひとりが日常的に改善に取り組む組織風土の醸成を図ります。
		業務の目標を着実に実現できる職員の育成を図ります。
2	働く環境の整備	事務の効率化、多様な働き方ができる勤務制度や職場環境の整備を推進します。

### 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆将来を見据えた行財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>227 働き方の見直しに資する取組の検討・調整・具体化</li> <li>228 早出遅出勤務制度の導入</li> <li>229 庶務事務のシステム化の推進</li> <li>230 業務の集約化・委託化等の推進</li> <li>231 文書事務の電子化232 働き方見直しミーティングの推進</li> <li>233 一職員一改善提案制度の推進</li> <li>234 管理職への女性登用</li> <li>235 人材育成の強化と育成システムの充実</li> </ul>	<p>仕事で成長や達成感を感じている職員の割合 (所管課所等の独自調査(アンケート含む))</p> <p>改革・改善の風土があると思う職員の割合 (所管課所等の独自調査(アンケート含む))</p> <p>ワーク・ライフ・バランスが確保されていると感じている職員の割合 (所管課所等の独自調査(アンケート含む))</p>

## 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

### 1 章、節、目指す方向性

第2章	高品質経営市役所
第4節	高品質な施策を生み出すための仕組み
目指す方向性	データによる課題分析を行いながらPDCAサイクルに基づく計画の進行管理を行うとともに、新しい技術革新にも対応した仕組みを構築します。

### 2 現状と課題

- 近年、少子高齢化や高度情報化、社会経済のグローバル化がもたらす影響は市民生活に直接、または間接的に影響を与えています。
- 市はこのような社会潮流や日々生じる新たな課題に対し、限られた財政・人員の下、これら経営資源を柔軟に配分し適応性の高い計画を遂行していく必要があります。この実現のためには、PDCAサイクルの効果的・効率的な遂行が必要となります。
- PDCAサイクルの効果的・効率的な遂行に当たっては、根拠に基づく政策立案や事業の見直し・改善と共に、明確な成果指標（アウトカム指標）の設定と進捗状況を内部及び外部の事業評価等により定期的にモニタリングすることが必要です。
- ICTは目覚ましい進展を遂げており、ICTを利活用したサービスは私たちの日常生活や企業活動に浸透し、市民生活や経済活動に大きな変化を与えています。また、ICTは、多種多様で膨大なデータの収集や蓄積、解析を可能とするため、社会における様々な課題を解決する役割を担うことが期待されており、これら技術を活用した行政事務の効率化や、データに基づく課題分析、市民ニーズの把握等に積極的に活用することが期待されます。

### 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	データやICT技術を活用した行政サービス、業務効率化	データを有効活用できる環境の整備、職員の意識向上やスキルアップ等により、政策立案、事業の見直し・改善などPDCAサイクルの様々な段階においてデータ活用を推進します。
		新たなICT技術の利活用の可能性に着目し、実証実験等を行い、行政へのICT技術の利活用を進めます。
		積極的なICT技術の利活用に取り組み、各業務への適用、セキュリティの向上、システム運用の実施体制及び相談、支援体制の強化を図ります。
		職員のICT利活用スキル、ICTリテラシー及びセキュリティ意識の向上に取り組み、ICT技術を積極的に利活用した企画立案、業務改善ができる人材づくりに取り組みます。

### 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆将来を見据えた行財政運営</p> <p>213 情報システムの最適化の推進 226 さいたまシティスタットの確立</p>	<p>各職場においてICT技術の利活用や政策立案・事業改善等にデータを活用できていると感じている職員の割合 (所管課所等のアンケート)</p>

## 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

### 1 章、節、目指す方向性

第2章	高品質経営市役所
第5節	真の分権型社会を担う自主的・自立的な都市の実現
目指す方向性	地方分権改革の確実な推進や地方税財政制度の抜本的な見直しを国に働きかけ、地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指します。

### 2 現状と課題

- 地方分権改革は、地方分権の推進に関する衆参決議から平成30（2018）年で25年を迎えました。この間、平成12（2000）年には地方分権一括法の施行、平成26（2014）年には提案募集方式の導入など、住民に身近な行政は住民に近い基礎自治体が自主的・自立的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるよう改革が進展してきました。
- 平成26（2014）年に地方の発意を重視して導入された提案募集方式では、これまで地方から多くの提案が行われ、国において制度改正が行われるなど一定の進展が見られています。しかしながら、基礎自治体が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るためには更なる地方分権改革の推進が必要であり、国に対して一層の働きかけを行う必要があります。
- また、市域を越えて広がる市民生活や都市活動を支えるため、道路・交通網の整備や環境の保全など広域的な視点による都市づくりや、大都市に顕著にみられる待機児童問題やコミュニティの希薄化による地域社会機能の低下などへの対応も必要不可欠であるため、首都圏の都県や近隣諸都市、各指定都市等との連携・協調を進め、積極的に広域行政を推進する必要があります。

### 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	地方分権改革の推進と新たな大都市制度の創設	<p>地域の実情に応じた自主的・自立的な行財政運営を行うことができる真の分権型社会の実現とその実現にふさわしい地方税財政制度の構築に向けて、全国の政令指定都市や首都圏の都県市等と連携を図り、更なる権限と税財源の移譲など地方分権改革を積極的に進めます。</p> <p>高度な都市機能が集積する指定都市は、様々な行政サービスを提供する基礎自治体であると同時に、圏域全体の活性化・発展の牽引役として重要な役割を果たしていることから、能力や役割に見合った権限と財源が確保されるよう「新たな大都市制度」の創設について、指定都市市長会等を通じて国に対し積極的に求めていきます。</p> <p>首都圏の都県市と連携して、それぞれの地域の資源やポテンシャルを活用しながら、首都圏全体の活性化に向けた広域的な取組の推進を図ります。また、首都圏の中核を担う業務核都市との連携も深め、広域的な課題に対応するため、国への積極的な働きかけを行います。</p>

### 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
—	<p>国からの対応方針が示された件数（本市からの提案及び指定都市共同提案等に対する国からの対応方針が示された件数）及び本市単独での国への要望が実現した件数 （所管課等々の独自調査（アンケート含む））</p> <p>首都圏の九都県市や業務核都市と連携して行った国への要望が実現した件数及び九都県市共同の取組が実現した件数 （所管課等々の独自調査（アンケート含む））</p>

## 次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

### 1 章、節、目指す方向性

第2章	高品質経営市役所
第6節	さいたま市の特色を生かした都市の魅力の発信
目指す方向性	本市の特色を生かし、都市イメージの向上を図ります。

### 2 現状と課題

- 本市は、2018年9月に人口130万人を突破するなど、持続的に成長・発展し続ける大都市となってきました。
- 一方で、高齢化率は毎年上昇し、さらに、国立社会保障・人口問題研究所の推計において、本市の総人口は2030年の約131万8千人をピークに減少に転じ、2045年には約128万6千人にまで減少する見通しとなっています。
- 少子高齢化や人口減少が進み、都市間競争が厳しくなる中で、将来に渡って地域の活力の低下が見込まれます。
- このような状況下において、人口減少に転じる時期を先延ばしできるよう、市民の市への愛着の醸成を図るとともに、訪問人口の増加や市外からの転入を促進することは、地域の長期的な発展にとって最重要課題です。
- そのためには、「住みやすいまち」「住み続けたいまち」として、市民や企業等をはじめ市内外から「選ばれる自治体」になる必要があります。
- 平成30年度さいたま市民意識調査において、今の地域が住みやすいと思う人（「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」の合計）が84.2%、今の地域に住み続けたい人（「ずっと住み続けたい」と「当分の間住み続けたい」の合計）が86.1%と、ともに8割を超えている一方で、首都圏における本市に対する「住みやすい」というイメージは約42.5%であり、市内在住者と首都圏在住者との認識には大きな差があります。
- 今後も本市が持続的に成長・発展していくためには、この差を縮めていくことが必要であり、「交通の要衝」「災害への強さ」という2つの優位性と「教育」「環境」「健康」「スポーツ」という4つの強みや特色ある地域文化資源などの魅力を生かし、それらを市内外に発信することによって、さいたま市は「住みやすい」という都市イメージの向上が図れるよう「シティセールス」を展開していくことが重要です。

### 3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	訪問機会創出のための、地域資源などを生かした魅力の発信	環境、スポーツなどの本市の強みや、優位性、伝統産業等の本市の多彩な地域資源と魅力を生かして、訪問機会を創出するとともに、その機会を捉え、市内外に情報発信し、本市への良好なイメージの形成・定着を目指します。
	ターゲットを絞った「住みやすさ」に資する強みや優位性の発信	創出した訪問機会や本市の強み、優位性などに資する事業を捉え、それらを他市との差別化要因として、戦略的にPRし、「住みやすい」というイメージの形成・定着を目指します。

### 【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
—	首都圏におけるさいたま市に「訪れたい」と思う人の割合 (所管課等々の独自調査(アンケート含む))  首都圏におけるさいたま市を「住みやすい」と思う人の割合 (所管課等々の独自調査(アンケート含む))